資料2

令和8年度埼玉県認定調査員現任研修（中級コース）

適切な認定調査を行うための調査力UP研修

埼玉県福祉部地域包括ケア課



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

※研修資料のコピー・二次利用は固くお断りさせていただきます。

研修の目的

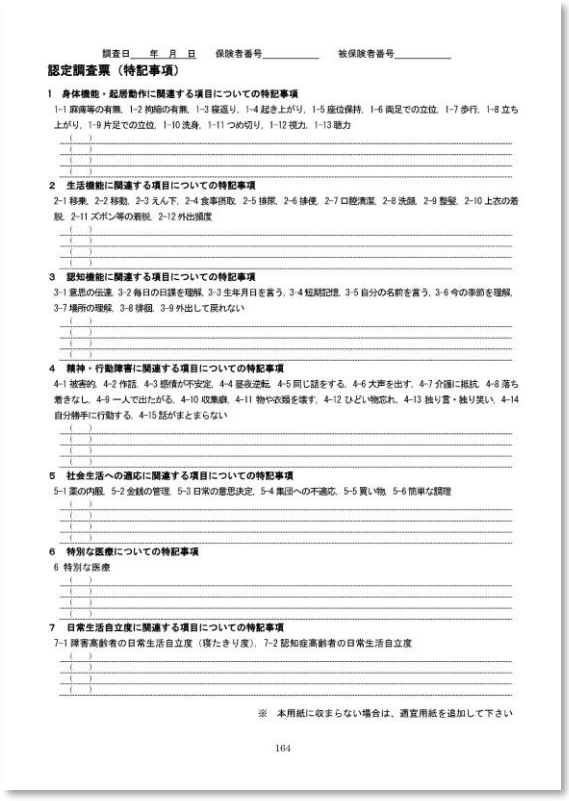
要介護認定は全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行うことが重要

認定調査員・審査会委員が共通事例を検討、結果の検証

要介護認定の平準化を図る

研修の目的

<特記事項>



調査日　年　月　日　保険者番号＿＿＿＿＿　被保険者番号＿＿＿＿＿

認定調査票（特記事項）

1　身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項

1-1 麻痺等の有無，1-2 拘縮の有無，1-3 寝返り，1-4 起き上がり，1-5 座位保持，1-6 両足での立位，1-7 歩行，1-8 立ち上がり，1-9 片足での立位，1-10 洗身，1-11 つめ切り，1-12 視力，1-13 聴力

（　）

2　生活機能に関連する項目についての特記事項

2-1 移乗，2-2 移動，2-3 えん下，2-4 食事摂取，2-5 排尿，2-6 排便，2-7 口腔清潔，2-8 洗顔，2-9 整髪，2-10 上衣の着脱，2-11 ズボン等の着脱，2-12 外出頻度

（　）

3　認知機能に関連する項目についての特記事項

3-1 意思の伝達，3-2 毎日の日課を理解，3-3 生年月日を言う，3-4 短期記憶，3-5 自分の名前を言う，3-6 今の季節を理解，3-7 場所の理解，3-8 徘徊，3-9 外出して戻れない

（　）

4　精神・行動障害に関連する項目についての特記事項

4-1 被害的，4-2 作話，4-3 感情が不安定，4-4 昼夜逆転，4-5 同じ話をする，4-6 大声を出す，4-7 介護に抵抗，4-8 落ち着きなし，4-9 一人で出たがる，4-10 収集癖，4-11 物や衣類を壊す，4-12 ひどい物忘れ，4-13 独り言・独り笑い，4-14 自分勝手に行動する，4-15 話がまとまらない

（　）

5　社会生活への適応に関連する項目についての特記事項

5-1 薬の内服，5-2 金銭の管理，5-3 日常の意思決定，5-4 集団への不適応，5-5 買い物，5-6 簡単な調理

（　）

6　特別な医療についての特記事項

6 特別な医療

（　）

7　日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7-1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度），7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

（　）

※　本用紙に収まらない場合は，適宜用紙を追加して下さい

164

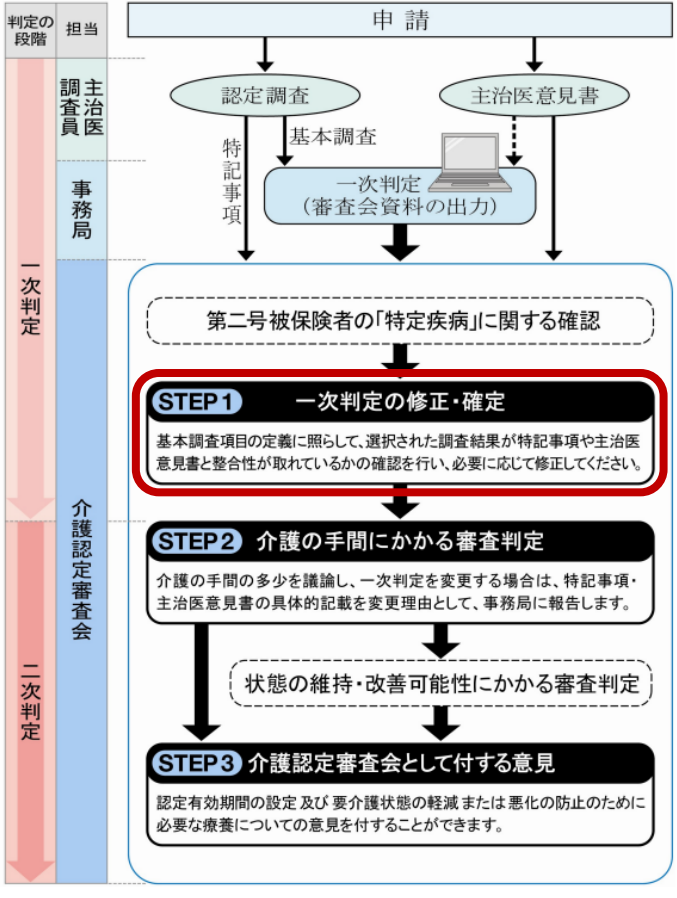
定義に該当していない

記載が不十分



「不十分な特記事項に気付けるか」を検証

研修の目的



<介護認定審査会での模擬判定>

基本調査項目の定義に照らし、
基本調査の選択が特記事項・主治医意見書と

- **整合性が取れているか**

基本調査の選択を

- **必要に応じて修正しているか**

模擬判定を通して検証

事例検討の参加状況

認定調査員

431名

介護認定審査会

165合議体

事例の概要

事例 75歳 女性 更新申請

前回要介護度	要支援2
一次判定結果	要支援1（31.2分）

● 傷病等

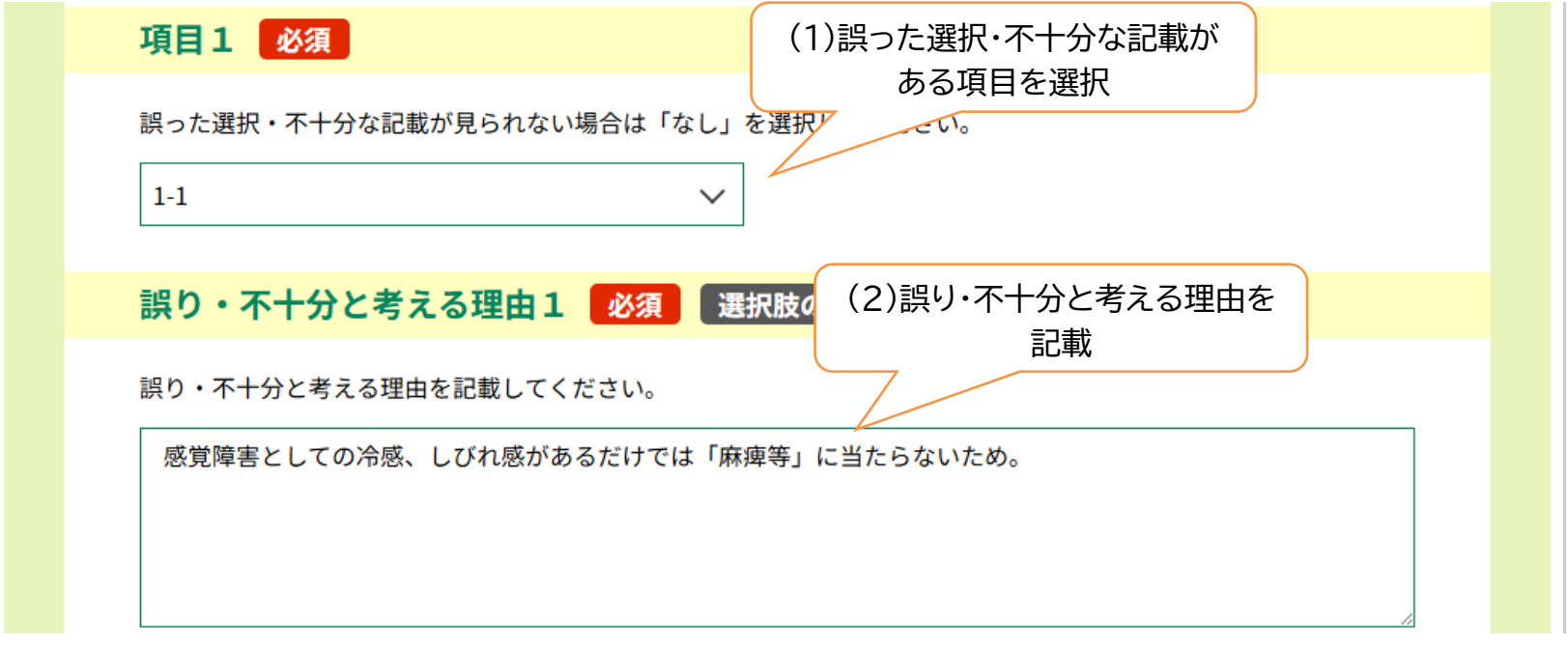
脳出血

● 概況

マンションに本人と長男夫婦が同居。長男夫婦は仕事があり日中独居。
10年前の脳出血により右半身麻痺の後遺症が残存している。
日常生活は不自由ながらも身の回りの事は自身で行っており、ADLも概ね自立しているが歩行が不安定。
通所リハビリ週2回利用　引き続き介護サービスの利用を希望している。

事前課題の概要

認定調査票において、基本調査の誤った選択や、特記事項の不十分な記載がある場合は、その項目と誤り・不十分と考える理由を具体的に記載してください。



選択肢の修正状況

回答者 431名



誤った選択・不十分な特記事項

＜ある＞	＜ない＞
408名	23名

誤った選択や、不十分な特記事項と判断した項目

調査項目		数(名)
1-1	麻痺	321
5-3	日常の意思決定	239
1-3	寝返り	197
1-10	洗身	186
7-2	認知症高齢者の日常生活自立度	186
1-5	座位保持	148
2-7	口腔清潔	124
1-2	拘縮	122
1-4	起き上がり	119
3-4	短期記憶	114
2-10	上衣の着脱	101

誤った選択や、不十分な特記事項と判断した項目

項目		数	項目		数	項目		数
2-2	移動	83	3-1	意思の伝達	28	3-3	生年月日をいう	9
2-8	洗顔	83	1-12	視力	24	3-6	今の季節を理解	9
5-5	買い物	68	2-3	えん下	24	3-7	場所の理解	9
2-1	移乗	63	2-12	外出頻度	24	1-13	聴力	8
2-11	ズボン等の着脱	42	2-9	整髪	23	3-5	自分の名前をいう	7
1-6	両足での立位	36	1-9	片足での立位	22	4-1	被害的	6
2-4	食事摂取	34	1-7	歩行	17	3-2	毎日の日課をいう	4
1-11	つめ切り	31	2-5	排尿	17	3-8	徘徊	4
5-1	薬の内服	31	2-6	排便	16	3-9	外出して戻れない	2
1-8	立ち上がり	29	7-1	障害自立度	14	5-4	集団への不適応	2
5-2	金銭の管理	29	5-6	簡単な調理	10	4-12	ひどい物忘れ	1

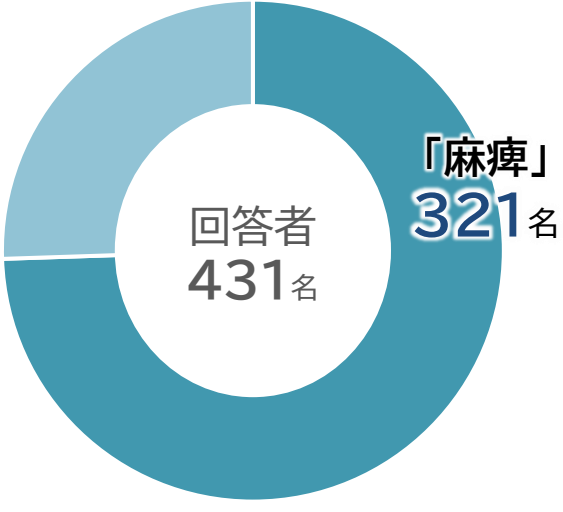
1-1 麻痺　1-2拘縮

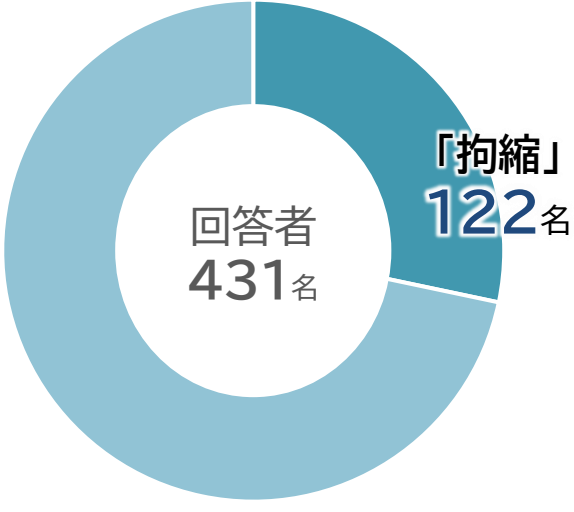
1-1 麻痺等の有無　　選択肢「「右上肢」「右下肢」「その他」

1-2 拘縮の有無　　選択肢「肩関節」「膝関節」「その他」

<特記事項>

動作確認を実施。脳出血後遺症で右半身麻痺があり、右上下肢は、自動・他動ともに規定の高さまで挙上できない。右足首は固定されている。右手指は麻痺がある。左上下肢は自動・他動とも規定の高さまで挙上できた。







特記事項が不十分とした理由

・自他動でどの程度挙上できるのか詳しく明記されていない。

・右上下肢は、自動と他動で差異があるのか、静止保持ができたのか、読み取れず判断できない。

・規定の高さまで挙上できないとあるが、全く挙上できないのか、 規定の高さのどの程度なのか（半分や70%等）など、どのくらい挙上できるのかを具体的に記載する必要がある。

・右上下肢の挙上だけで、静止した状態で保持できるかの記載がない。

・右上下肢が他動で上がる高さまで自動で上がるのか確認をしていないので、麻痺と判断はできない。

・右上肢の挙上は「前方向」「横方向」の記載不足。右下肢は規定の「どこまで」の挙上かの記載不足。

・右下肢にチェックが入っているが、膝関節に拘縮があると記載がある。拘縮している最大限まで挙上できれば麻痺には該当しない。

・右手指の麻痺で生活上にどのような支障があるか（右手指が動かず、爪切り器が使えない等)の確認不足。

・右足首の固定は、装具など道具で固定されているのか、自力で動かせないのか、歩行での状態にどのような影響があるのか等の記載がない。

特記事項が不十分とした理由

・肩関節、膝関節の具体的な記述がなく、拘縮や可動域制限があるかを確認したかが不明。

・肩関節、膝関節の拘縮を選択した理由の説明がない。

・肩関節は、前方、横方向の記載なく確認不足。方向や角度も記載するべきと考える。

・股関節が25cm以上開けたか等の外転の確認内容の記載がない。

・関節可動域がどの程度かが不明である。可動域範囲の具体的な記入が必要。

・右足首と右手指は、拘縮の「その他」に該当するかどうか説明がない。

・右手指と右足首は他動的に動かして制限があるかどうかの確認が不足。

・右足首の固定とは、装具、サポーター、固定バンドをつけた状態か、完全に動かないと言うことなのか、文章から汲み取れないため情報がほしい。

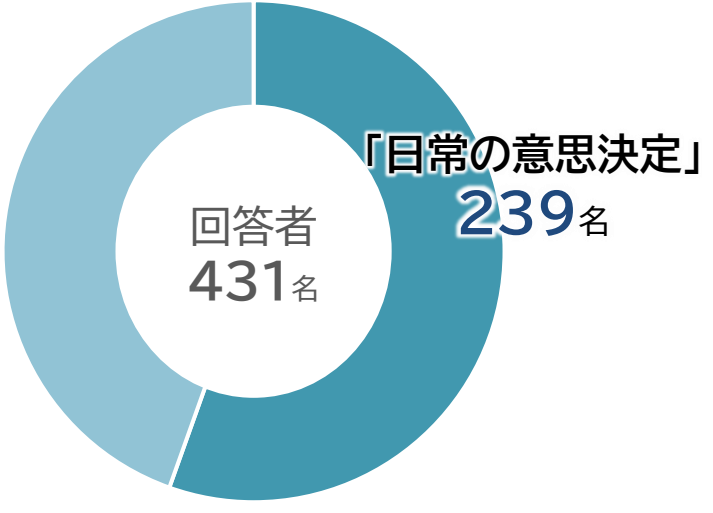
・右足首と右手指は、日常生活にどの程度の影響があるかについて記載がない。

5-3　日常の意思決定

5-3 日常の意思決定　　選択肢「できる」

<特記事項>

菓子等を選んで買ったり、着る服を選択する等、日常生活状況のもとでの意思決定は自身で行っているとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・慣れ親しんだ日常生活状況以外の、意思決定に関して記載がない。

・日常生活状況のもとだけでなく、特別な場合でもできるのか確認が不足している。

・日常の意思決定は、内容を理解したうえで自分で妥当な決定ができる状態のこと。治療方針やケアプランの参加などの特別な場合や、常時あらゆる場面での意思決定が自身でできるのかの確認が不足している。

・ケアプラン・病院等の説明や、手紙書類等の内容について、自分で理解し妥当な決定ができるか、家族が対応しているか確認する。

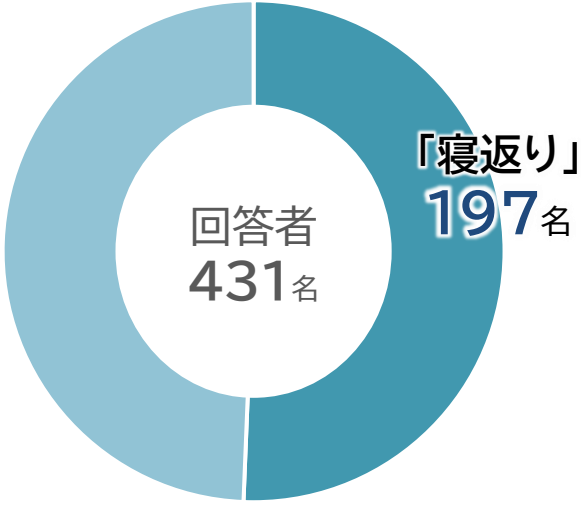
・誰（本人、家族、デイ職員等）に聞いて確認したのか記載が欲しい。

1-3　寝返り

1-3 寝返り　　選択肢「つかまらないでできる」

＜特記事項＞

リビングでの調査のため実施せず聞き取る。寝返りは自分でできるとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・寝返りを実施せず、聞き取りのみで選択しており確認不足。

・リビングでの調査でも、寝室へ移動して確認動作は行える。可能な限り実施して確認する。

・能力を確認する項目のため、本人、家族に説明し、実際に試行して確認する必要がある。動作試行ができない場合は、できない理由を書き、日頃の状況を聞き取り、頻回な状況で選択する。

・右半身麻痺で1-1、2の身体状況のため、柵など何かにつかまっている可能性があり、確認が必要。

・「自分でできる」との聞き取りだけで「つかまらないでできる」と判断できない。何かにつかまるのかつかまらずにできるのかなど具体的に聞き取る必要がある。

・本人からの聞き取りだけではなく、日頃の状況を立ち会い者に確認する必要がある。

・本人の話を鵜呑みにせず、普段どのように寝返りをするかを聞き取りで確認する。

・右麻痺・拘縮があるため、具体的にどのような手順で寝返りをしているかを確認する必要がある。

・寝返りの方法を聞くとよいと思う。

・実際に行ってもらえなかった場合の理由や状況が特記事項にない。

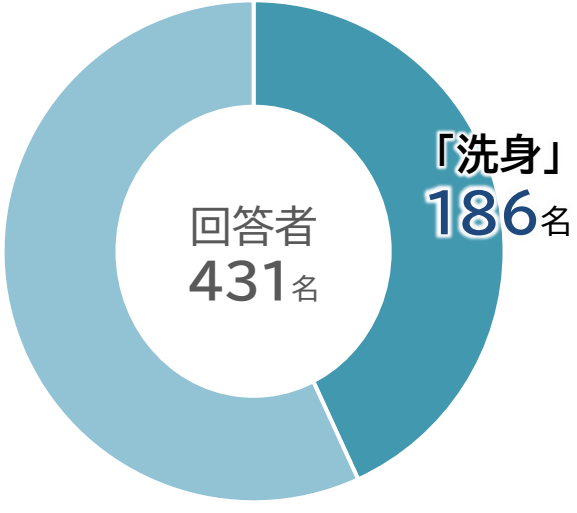
・右麻痺があるため、つかまらずに安定した状態でいられるのか疑問。

1-10　洗身

1-10 洗身　　選択肢「介助されていない」

＜特記事項＞

自宅で入浴。自分で洗っているとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・1-1の、右上下肢麻痺と肩関節・膝関節の拘縮の状況からみて、洗身行為が介助なしで適切にできるか分からない。背中や足先まで十分に洗えているかも確認する必要がある。

・デイケア利用時、入浴機会はないのか。その時の状況について確認不足。

・右半身麻痺のため、左手で洗えない部分（左上肢）をどの様に洗っているのか確認が必要。

・右腕の可動域や肩関節の拘縮より、背中や頭が洗えているかの確認が必要。

・1-11爪切りで「足に手が届かない」と聴取しており、洗身でも足先まで手が届くのか確認が必要。

・右半身と右手指に麻痺があり洗い残し等があるのか、本来介助が必要なのかどうかの確認が必要。

・1-1の状況のため、自身での洗身は、洗身ブラシなどの自助具を用いるかの確認が必要。

・自分で洗っているのは、全身か、手の届く所のみかの確認や、洗う方法を確認することが必要。

・入浴回数、洗身状況、近くでの見守り、湿疹があるなどの細かい記載がない。

・右半身麻痺で右手指の動きも不自由な状態から、左側を中心に洗身は不十分と思われる。

・臀部、足先、左腕などを、どのように洗っているのかの記載がなく不明。

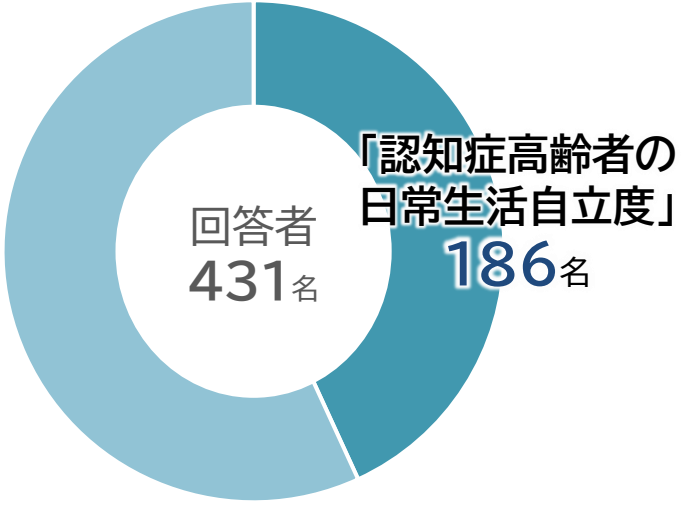
・右上下肢ともに規定の高さまで挙上できない状況で、洗身が十分に行えているかの確認が必要。

7-2　認知症高齢者の日常生活自立度

7-2認知症高齢者の日常生活自立度　　選択肢「Ⅱb」

＜特記事項＞

買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。





特記事項が不十分とした理由

・服薬、買い物等の支援を理由にⅡbを選択肢しているが、認知症の影響によるものかの記載がない。
買い物・服薬・金銭に家族の支援がある＝認知症ではない。

・買い物・服薬・金銭の支援が、認知機能によるものか、右半身麻痺の後遺症によるものかを確認する必要がある。

・3群は正答し、短期記憶も保たれており、4群に該当がないため、認知機能の低下は見られない。
右半身麻痺のために身体的な理由で、買い物や内服に介助が行われていると考えられる。

・3群、4群で認知機能低下は見られず、日中独居で一人で留守番ができており「2b」ではない。

・認知面に問題のある特記はなく、金銭、服薬管理は、習慣的に家族が関わっている可能性がある。

・5-1、2、5の項目は、認知機能低下が原因で支援しているのか、情報が不足している。

・3郡・4郡に該当がなく、5-3も「できる」という状態像から、認知症自立度として「2b」は重すぎる。
買い物・服薬・金銭の支援理由が、身体的、安心、予防的なものであれば、選択肢が間違い。

・5-2で少額は管理はできており、買物では嗜好品を選び支払いもできるのでⅡbではない。

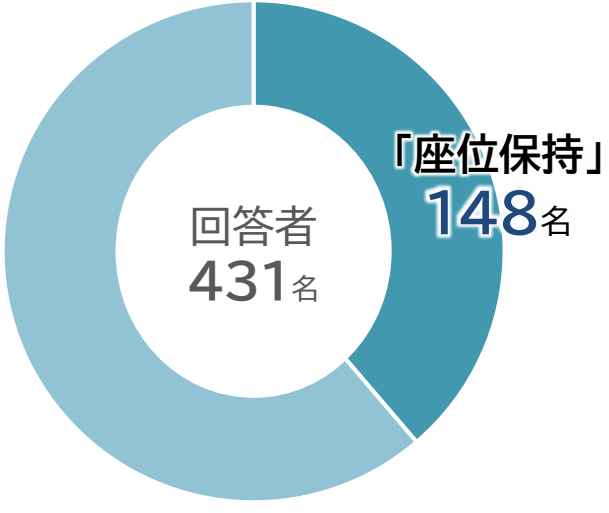
・3郡・4群に該当がなく、家庭内で見守りが必要かは不明。

1-5　座位保持

1-5 座位保持　　選択肢「できる」

＜特記事項＞

「普段、背もたれがない状態で10分間座っていられるか」と質問したところ、できるとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・普段の聞き取りだけでは確認不足。リビングでの調査のため、特別な事情がない限り実際に確認する。

・リビングの椅子で、背もたれにもたれない状態での10分間の座位保持を確認する。

・座位保持の能力を確認する項目にもかかわらず、動作試行しなかった理由の記載がない。

・質問内容が「背もたれなくても座位がとれるか」の質問になっている。背もたれは必要ないが、自分の手で支える必要があるかの確認をしていないため確認不足。

・本人ができると言っても、自分で支えればできるの選択もあり、その確認が不足と考える。

・右半身麻痺であり、調査中の座位の状況から、身体が右側に傾くことや、お尻が安定しないことがないか、椅子の肘掛けなどつかんでいないかなどを観察する。

・右半身麻痺であり、姿勢が崩れた時や、肘掛けや膝に手を置き身体を支えていないかの確認が必要。

・手すり・柵・座面・壁を自分の手で支える必要があるかどうかの確認が不足。

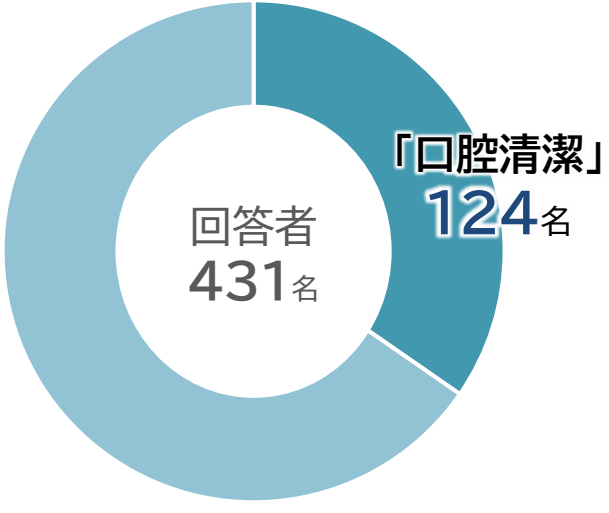
・調査中の座位保持の状況と、日頃の食事・便座・洗身時の状況の聞き取りの記載がない。

2-7　口腔清潔

2-7 口腔清潔　　選択肢「介助されていない」

＜特記事項＞

用具は、洗面台にセットされている。自分で歯みがきしているとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・用具が洗面台にセットされているが、セッティングや片付けを誰が行っているかの記載がない。
家族が準備しているのであれば「一部介助」になる。

・自歯、入れ歯等を確認していない。義歯の場合は、義歯をはずす、洗浄、保管等の確認も必要。

・「用具は洗面台にセットされている」とあるが、何がセットされているのかが分からない。用具のセット内容の確認が必要。歯ブラシに歯磨き粉をつけるなどのセッティングであれば一部介助となる。

・右半身麻痺のため、歯ブラシに歯磨き粉を付けられない、コップに水を準備できない、磨きの残しがある等の確認が必要。

・「セットされている」は、通常の収納方法なのか、本人のためにセットするのか判断できない。

・片手しか使えず、どのように歯磨き粉の蓋をあけ、歯ブラシに歯磨き粉を付けているのか不明。

・麻痺側の食物残渣、うがい時の衣類の濡れの確認が必要。

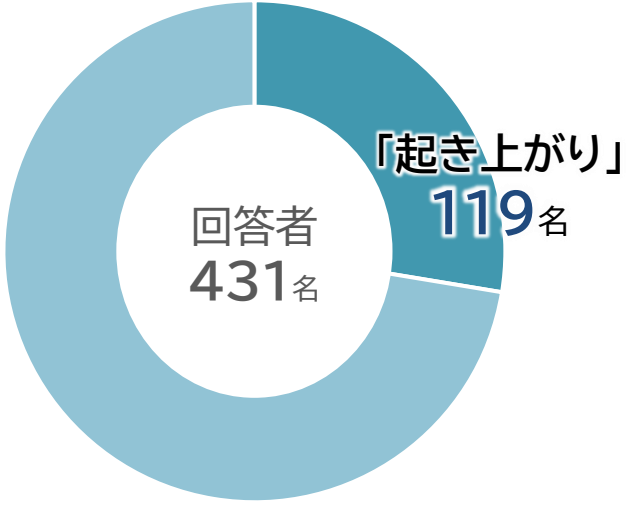
・洗面台では、立位か、椅子に座るのかなど詳細が不明。

1-4　起き上がり

1-4 起き上がり　　選択肢「つかまらないでできる」

<特記事項>

I−3と同様で、自分で起き上がることができるとのこと。





特記事項が不十分とした理由

・特記に「自分で起き上がることができる」とあるが、右半身麻痺のため、つかまらず、加重もせずに起き上がりができるのか疑問が残る。何かに掴まらないと体を起こす事は難しいと思う。

・リビングでの調査でも、寝室へ移動して確認動作は行える。実施をお願いする。

・「できる」と答える方は、実際に確認すると、何かにつかまればできる方が殆どである。

・右麻痺であれば、何かにつかまるのか、つかまらないのか、肘をマットについて支えにしていないか等の確認が必要。

・右麻痺のため、どのように起き上がっているのかなど、起き上がり方を具体的に確認する。

・寝具について、和式布団かベッドかの記載がない。

・立会者から、日頃の状況を聞いた方が良い。

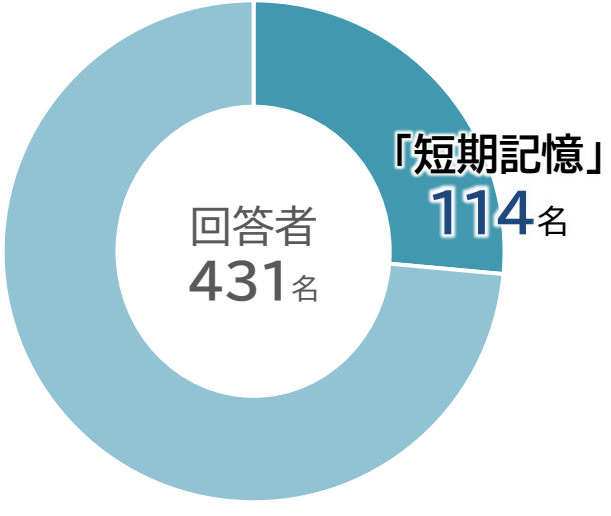
・「自分でできるとのこと」と聞き取りをしたら、「何かにつかまらなくても、起き上がれますか？」と聞き直すとわかりやすい。

3-4　短期記憶

3-4短期記憶　　選択肢「できる」

＜特記事項＞

「調査前に、パズルをしていた」と答えた。





特記事項が不十分とした理由

・調査直前の記憶を本人に確認しているが、「パズルをしていた」ことが事実かどうかが不明。
本人の回答が合っているか、事実かどうかを、立会者(家族)への確認する必要がある。

・本人に回答してもらっているが、普段の状況を確認していない。

・本人の発言のみでは判断材料として不十分。日頃の状況や3品目テスト実施の記載がない。

・日頃の状況がわかる介護者から、「日頃は、短期記憶ができるのか」の確認が必要である。
なお、介護者からの聞き取りで判断できない時は、3品確認の実施が必要がある。

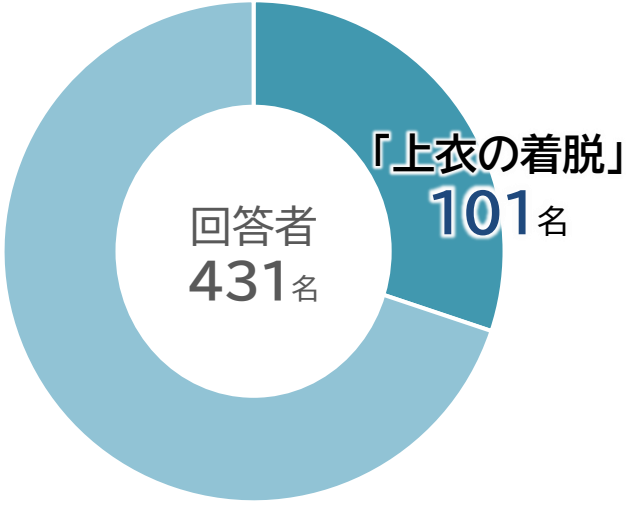
・日頃の状況の確認では、具体的なエピソードを聞いている。

2-10　上衣の着脱

2-10上衣の着脱　　選択肢「介助されていない」

<特記事項>

普段は自分でやるが、肌着や服の脱ぎ着きがうまくできないため時間がかかる。
週１回の外出時は、家族が服や袖を引っ張る等の介助をしているとのこと。
より頻回で「介助されていない」を選択。





特記事項が不十分とした理由

・「普段は自分でやるが、着脱が上手くできず時間がかかる」とあるが、右片麻痺があり、時間がかかる理由、着替えの後の状態など確認不足。状況によっては、適切な介助方法で判断する必要がある。

・審査会では、勘案するための根拠を必要とするため、上手にできない場合はどのようにできないか。時間がかかる場合は時間数など、具体的な内容を明記した方がよい。

・「普段」の更衣は、毎日起床や就寝、入浴時など記載がない。

・日頃、介護者不在のため適切な介護がされていないのではないか。

・外出時は、家族が服や袖を引っ張っているが、普段はどのような状態にあるのか。裾が上がったままであれば不適切な状況。

・日中独居で、うまくできないと記載があり、右半身や右手指に麻痺があるため、着衣の乱れ等、普段も介助が必要な状況かを確認する必要がある。

・外出時には家族が介助しているとあるが、普段は介助がなくても上手く着れているかどうかの記述が欲しい。本来いつも手直しが必要な状況ならば、適切な介助を選択する。

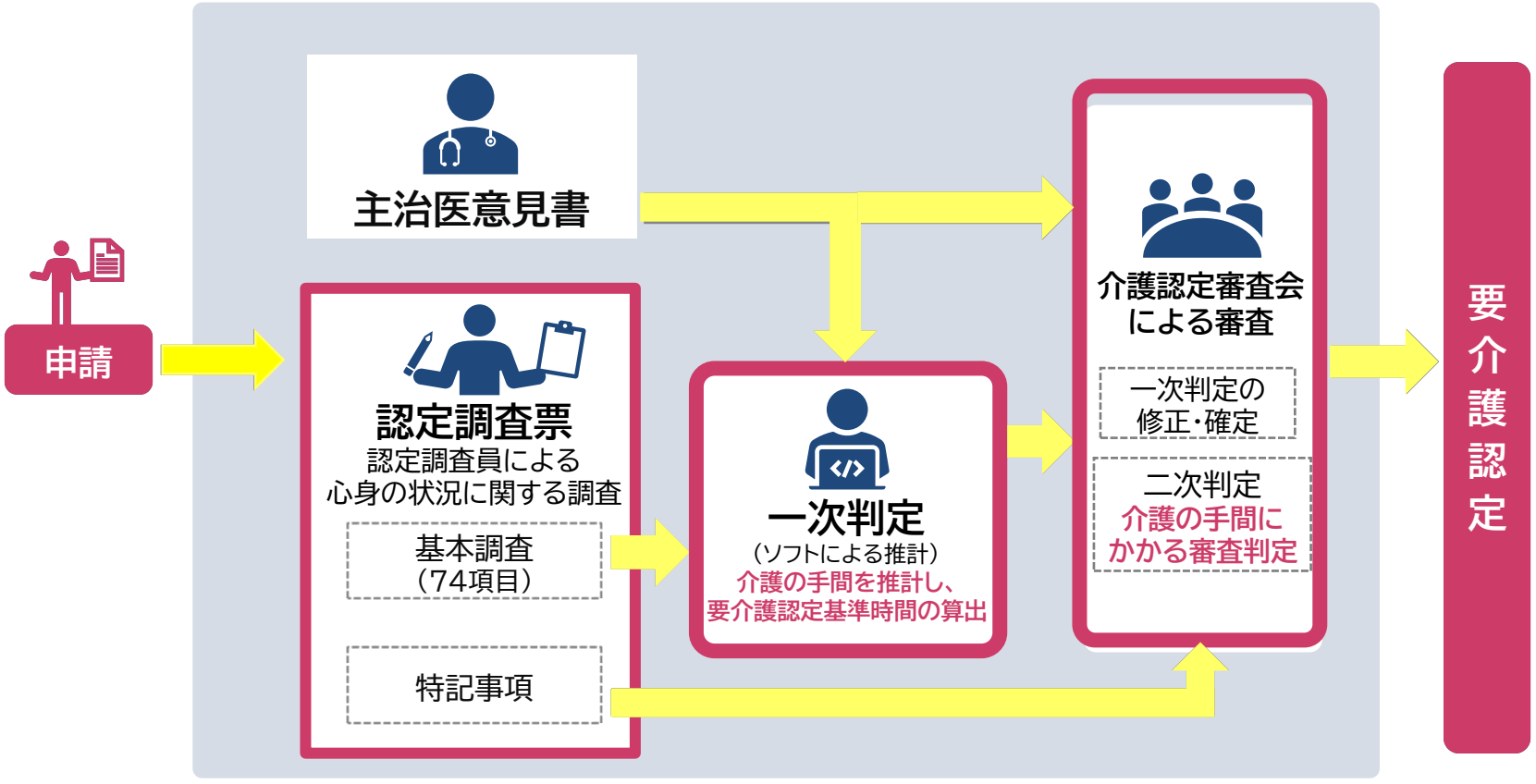
・通所リハビリの利用時に、送迎時や入浴時に着脱が行われていれば確認が必要。

特記事項の役割



要介護認定の流れ

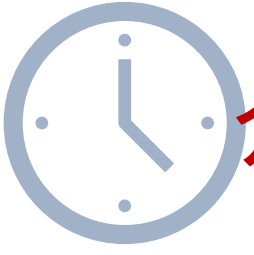
（厚生労働省　令和元年度　要介護認定都道府県等職員研修資料から作成）



要介護認定は、一次判定ソフトによる判定から、介護認定審査会における認定まで、
原則として、要介護認定等基準時間と呼ばれる
介護の手間の判断によって審査が行われる。（認定調査員テキスト p.1）

要介護認定とは

要介護認定・・・



全国一律のものさしにより

介護の手間を数量化

（介護に要する時間）

要介護度

状態像　介護の手間がかかる理由・根拠



疾病や心身の重篤さ



年齢、身体の能力の低下



認知症の進行の程度



生活で出来ないことの多さ

特記事項の役割

通常、介護の手間が記載されている部分

- 第2群 生活機能
- 第4群 BPSD
- 第5群 社会生活
- 意見書の特記事項

介護の手間がかかる理由・根拠

概況 | 第1群 | 第3群 | 自立度 | 疾病・薬

☆『認知症』『パーキンソン病』等の**疾病名だけでは介護の手間とは言えません。**

⇒ **その症状や障害などから生じる具体的な「介護の手間」を記載する。**

認定調査員　＝　情報提供者



基本調査

☑一部介助
☑見守り
☑全介助

特記事項

・選択の根拠
・介護の手間
・介護の頻度

介護認定審査会



特記事項を通して、介護認定審査会に「対象者の状況」や「介護の状況」を伝える。

特記事項の役割

一次判定ソフトによる
判定
（データ:基本調査）

**介護認定
審査会**
（データ:特記事項）

1-11 つめ切り　選択肢:一部介助

<特記事項>

右手は使えず、足に手が届かないため、
左手と両足のつめは長男嫁が切っているとのこと。

基本調査の選択の妥当性を確認
（選択肢と、特記事項や意見書の整合性）

介護の手間を確認

➢ **最終的な要介護度を決定します。**

特記事項の役割

二次判定において、通常の例に比べ介護の手間がより「かかる」「かからない」の視点で議論が行われる。

介護認定審査会による審査

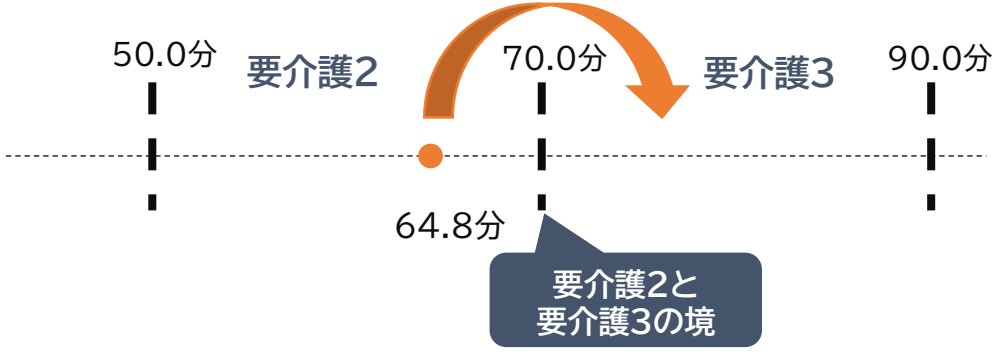
一次判定の修正・確定

二次判定
介護の手間にかかる審査判定

介護の手間の多少を議論

区分の境界を超えるほどの「介護の手間」の有無を確認する

二次判定での区分変更



特記事項には、調査対象者に発生する介護の手間は具体的に記載する

事前課題結果の考察



能力で評価する調査項目

（厚生労働省eラーニング　全国テスト13　問15）

対象者

試行

1群、動作試行
3群、答える

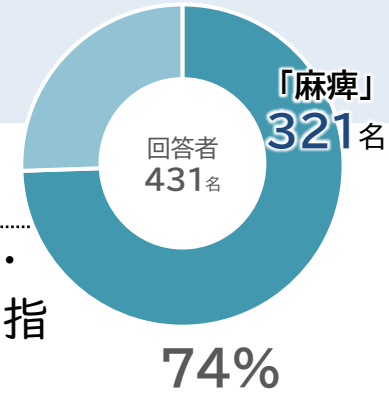
対象者・立会者

日頃の状況

日頃も同じ能力があるかを確認する

調査項目ごとに定められた「確認動作」の試行と、
「日頃の状況（能力）」の聞き取りの2つにより調査を行う。

1-1 麻痺　選択肢「「右上肢」「右下肢」「その他」



＜特記事項＞

動作確認を実施。脳出血後遺症で右半身麻痺があり、右上下肢は、自動・他動ともに規定の高さまで挙上できない。右足首は固定されている。右手指は麻痺がある。左上下肢は自動・他動とも規定の高さまで挙上できた。

＜特記事項が不十分とした理由＞

- 自他動でどの程度挙上できるのか詳しく明記されていない。
- 規定の高さのどの程度なのか（半分や70%等）など、どのくらい挙上できるのかを具体的に記載する必要がある。
- 静止した状態で保持できるかの記載がない。
- 右上肢の挙上は「前方向」「横方向」の記載不足。
- 右手指の麻痺で生活上にどのような支障があるか（右手指が動かず、爪切り器が使えない等）の確認不足。
- 右足首の固定は、自力で動かせないのか、歩行での状態にどのような影響があるのか等の記載がない。

1-1 麻痺

＜定義＞

（認定調査員テキストp31～p35）

「麻痺等」とは、神経又は筋肉組織の損傷、傷病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況をいう。

麻痺等には、

・加齢による筋力の低下、その他の様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下によって目的とする確認動作が行えない場合が含まれる。

・関節に著しい可動域制限があり、関節の運動ができないために目的とする確認動作が行えない場合も含む。なお、**軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う。**

※項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載する。

＜上肢の測定方法＞

前方及び横に、腕（上肢）を肩の高さまで自分で挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。

＜下肢の測定方法＞

膝を伸ばす動作により**下肢を水平位置まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する。他動的に最大限動かせる高さ**まで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする。

1-1 麻痺　選択肢「「右上肢」「右下肢」「その他」

＜特記事項＞

自動でどの程度挙上できるか（半分や70%等）分からない

静止した状態で保持できるかの記載がない

右上下肢は、自動・他動ともに規定の高さまで挙上できない。

右上肢の挙上は「前方向」「横方向」の記載がない

右足首は固定されている。

歩行での状態にどのような影響があるのか等の記載がない。

自力で動かせないのか分からない

右手指は麻痺がある。

生活上にどのような支障があるか分からない

筋肉の随意的な運動機能の低下によって目的とする確認動作が行えないか分からない

1-1 麻痺

参考例 ＜特記事項＞

椅子に端座位で動作確認実施。脳出血後遺症で右半身麻痺がある。
測定肢位（座位・仰臥位）　筋力の低下や麻痺等により動かしにくさの理由

右上肢は、自分で前方・横方とも30度程度は挙上するが、静止した状態で保持できない。
右上肢の前方・横の具体的な挙上状況　静止保持の状況

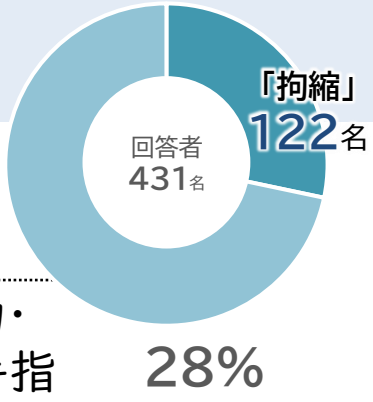
右下肢は、自分で20度程度は挙上するが、静止した状態で保持できない。
右下肢の具体的な挙上状況　静止保持の状況

右足首は固定されており動かすことができない。固定を外すと内反尖足した状態のため、足先が持ち上がらず歩行に支障がある。
右足首の具体的な状態　日常生活上での支障

右手指は力が入らず殆ど動かず、痺れもあるため、物を持ったりはできない。
右手指の具体的な状態　日常生活上での支障

左上下肢は規定の高さまで自動で挙上し、静止した状態を保持できた。

1-2 拘縮　選択肢「肩関節」「膝関節」「その他」



＜特記事項＞

動作確認を実施。脳出血後遺症で右半身麻痺があり、右上下肢は、自動・他動ともに規定の高さまで挙上できない。右足首は固定されている。右手指は麻痺がある。左上下肢は自動・他動とも規定の高さまで挙上できた。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・肩関節、膝関節の具体的な記述がなく、関節の可動域がどの程度か不明である。

・肩関節は、前方、横方向の記載なく確認不足。方向や角度も記載するべき。

・右手指と右足首は他動的に動かして制限があるかどうかの確認が不足。

・股関節が25cm以上開けたか等の外転の確認内容の記載がない。

・右足首の固定は、装具、サポーター、固定バンドをつけた状態か、完全に動かないのか。

・右足首と右手指は、日常生活にどの程度の影響があるかについて記載がない。

1-2 拘縮

（認定調査員テキストp36～p40）

＜定義＞

「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。

・疼痛のために関節の動く範囲に制限がある場合も含まれる。

※項目の定義する範囲以外で日常生活上での支障がある場合は、特記事項に記載する。

＜肩関節の測定方法＞

前方あるいは横のいずれかに可動域制限がある場合を「制限あり」とする。

肩の高さくらいまで腕（上肢）を上げることができれば「制限なし」とする。

＜股関節の測定方法＞

屈曲または外転のどちらかに可動域制限がある場合を制限ありとする。

股関節が90°程度曲がり、膝の内側を25㎝程度開くことができれば「制限なし」とする。

＜膝関節の測定方法＞

伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域に制限がある場合を制限ありとする。

膝関節をほぼ真っ直ぐ伸ばした状態から90°程度他動的に曲げることができない場合に「制限あり」とする。

1-2 拘縮　選択肢「肩関節」「膝関節」「その他」

＜特記事項＞

肩関節、膝関節の具体的な記述がなく、
関節の可動域がどの程度か不明。

右上下肢は、自動・他動ともに規定の高さまで挙上できない。

肩関節は、前方、横方向の記載なく確認不足。
方向や角度も記載するべき。

右足首は固定されている。

装具、サポーター、固定バンドをつけた状態か、
完全に動かないのか分からない。

他動的に動かして制限があるか
どうかの確認が不足。

股関節が25cm以上
開けたか等の外転の
確認内容の記載がない

右手指は麻痺がある。

他動的に動かして制限があるかど
うかの確認が不足。

1-2 拘縮

参考例

＜特記事項＞

椅子に端座位で動作確認実施。
測定肢位（座位・仰臥位）

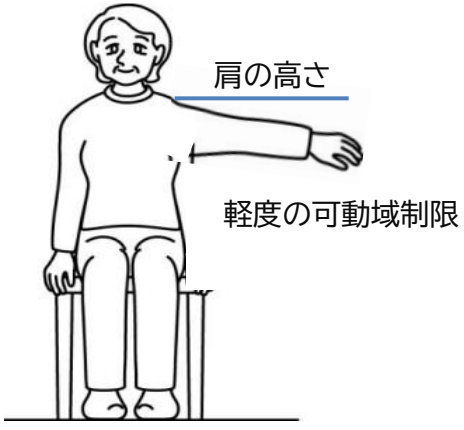
他動的に関節を動かすと、肩関節は、前方・横とも60度程度、右膝関節は60度程度で関節の可動域に制限がある。
右肩関節・右膝関節の可動域の具体的な状況

右足首の関節は、短下肢装具で固定され動かすことはできない。
右足首関節の可動域の具体的な状況

福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

それ以外の関節は、他動的に関節の動く範囲に制限はない。
右肩、右足首以外の関節の可動域の状況

上肢の麻痺



【上肢の麻痺の判断について】

＜1-1麻痺＞
自分で肩の高さまでは挙上できないが、可動域制限の高さまでは挙上できる。

＜1-2拘縮＞
肩関節に、軽度の可動域制限があり、他動的に肩の高さまで上げることができない。

【疑問】
下肢は、「他動的に最大限動かせる高さまで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする。」とあるが、
上肢は、そのような規定がないため、肩の高さまで挙上できなければ「あり」とするのか。

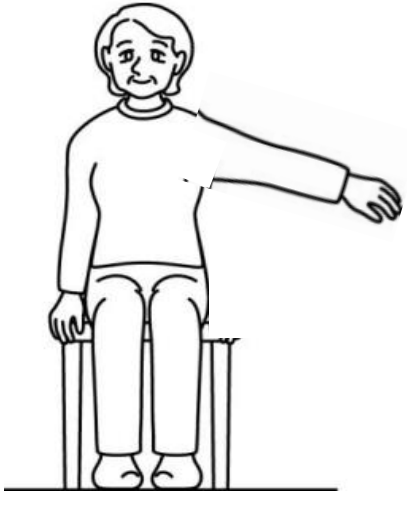
【認定調査員テキストp32】

軽度の可動域制限の場合は、関節の動く範囲で行う

軽度の可動域制限まで自分で挙上できれば「なし」となる。

上肢の麻痺

- 「軽度の可動域制限」は、肩の高さより何度の角度なのか。
- 「静止した状態で保持」は、何秒か、手の震えがある場合はどうするか。



判断に迷う場合どうするか



上肢の麻痺

- **可動域制限に係る具体的な角度**については、当該調査項目の**定義や選択基準に含んでいない。**

- **具体的な秒数**などについては**定めがなく**、**挙上して静止した状態を保持できると認定調査員が確認できれば「麻痺なし」と考える。**

- 調査対象者の状況を確認し、認定調査員の判断で「ある」、「ない」のいずれかを選択し、**特記事項に具体的な状況及び認定調査員の判断根拠等を記載**する。

1-1麻痺、1-2拘縮 「その他」

＜特記事項が不十分とした理由＞

・右上肢を腕から指先までと考えると、右手指は右上肢に含まれるため、右手指麻痺での「その他」の選択は誤りではないか。

・「その他」は、上下肢以外に麻痺等がある場合や四肢欠損の場合に選択するものなので、右手指と右足首は「その他」には該当しないのではないか。

・右手指の麻痺はあるが、右上肢を選択しており「その他」はなしと思われる

手指、手首は「上肢」、足趾、足首は「下肢」に含まれるのか。

1-1麻痺、1-2拘縮 「その他」

＜国(要介護認定適正化事業事務局)に質問した内容＞

1.1-1「麻痺等の有無」において、手指・手首・足趾・足首が、様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下によって目的とする確認動作が行えない場合に、選択肢の選択基準「6.その他」を選択してよいか伺いたい。

なお「1-1麻痺等の有無」の測定方法では、上肢は、「前方・横に腕(上肢)を肩の高さまで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する。」 下肢は、「膝を伸ばす動作により下肢を水平位置(他動的に最大限動かせる高さ)まで自分で挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する。」と示されており、「腕」「膝下の足」を持ち上げる動作確認を行い、選択肢の選択基準の四肢を選択する項目である。一方、「1-1麻痺等の有無」の選択肢の選択基準「6.その他」は、「いずれかの四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合は、「6.その他」を選択する。」と示されており、手指・手首・足趾・足首が四肢に含まれるとも読み取れる。

以上から、手指・手首・足趾・足首が四肢に含まれると解釈し、選択肢の選択基準「6.その他」で評価しない場合は、手指・手首・足趾・足首が、様々な原因による筋肉の随意的な運動機能の低下によって目的とする確認動作が行えない状態を「1-1麻痺等の有無」では評価できない状況となる。

2.「1-2拘縮の有無」において、手指・手首・足趾・足首の関節を他動的に動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている場合に、選択肢の選択基準「5.その他」を選択してよいか伺いたい。

なお、「1-2拘縮の有無」の測定方法では、肩関節は「前方・横のいずれかに可動域制限があるかを確認する。」 膝関節は、「伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域に制限があるかを確認する。」と示されており、「肩関節」「膝関節」に可動域制限があるかを他動的に確認し、選択肢の選択基準の「肩関節」「膝関節」を選択する項目である。一方、「1-2拘縮の有無」の選択肢の選択基準「5.その他」は、「いずれかの四肢の一部(手指・足趾を含む)に欠損がある場合は、「5.その他」を選択する。」と示されており、手指・手首・足趾・足首が四肢に含まれるとも読み取れる。

以上から、手指・手首・足趾・足首が四肢に含まれると解釈し、選択肢の選択基準「5.その他」で評価しない場合は、手指・手首・足趾・足首を他動的に関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状態を「1-2拘縮の有無」では評価できない状況となる。

1-1麻痺、1-2拘縮 「その他」

＜要介護認定適正化事業事務局からの回答＞

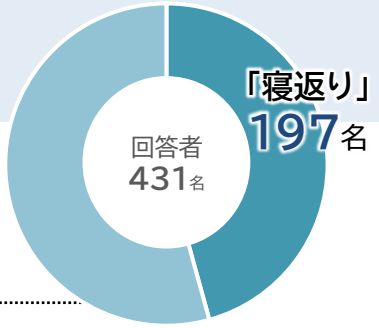
1.
「1-1 麻痺等の有無」については、認定調査員テキストP31～35の記載に従って調査してください。
いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合や上肢・下肢以外に麻痺等がある場合は、「6.その他」を選択し、「6.その他」を選択した場合は、必ず部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載してください。
認定調査員テキスト、平成21年9月30日付けの事務連絡における「要介護認定方法の見直しに係るQ&A」及び平成22年2月2日付けの事務連絡における、認定調査、介護認定審査会における留意点に記載されている規定以外は、特に定めがないため、各保険者の判断に基づき調査を実施してください。
そういった場合は、認定調査員は、特記事項に具体的な状況と認定調査員の判断根拠等を記載し、介護認定審査会は、特記事項等を用いて一次判定の修正・確定及び二次判定を行います。

選択肢を選択した
判断根拠を記載する

2.
「1-2 拘縮の有無」については、認定調査員テキストP36～40の記載に従って調査してください。
・いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合や「肩関節、股関節、膝関節以外について、他動的に動かした際に拘縮や可動域の制限がある場合は、「5.その他」を選択し、「5.その他」を選択した場合は、必ず部位や状況等について具体的に「特記事項」に記載してください。
認定調査員テキスト、平成21年9月30日付けの事務連絡における「要介護認定方法の見直しに係るQ&A」及び平成22年2月2日付けの事務連絡における、認定調査、介護認定審査会における留意点に記載されている規定以外は、特に定めがないため、各保険者の判断に基づき調査を実施してください。
そういった場合は、認定調査員は、特記事項に具体的な状況と認定調査員の判断根拠等を記載し、介護認定審査会は、特記事項等を用いて一次判定の修正・確定及び二次判定を行います。

選択肢を選択した
判断根拠を記載する

1-3 寝返り　選択肢「つかまらないでできる」



＜特記事項＞

リビングでの調査のため実施せず聞き取る。寝返りは自分でできるとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

- 寝返りを実施せず、聞き取りのみで選択しており確認不足。
- 実際に動作を行ってもらえなかった場合の理由や状況が特記事項にない。
- リビングでの調査でも、寝室へ移動して確認動作は行える。可能な限り実施して確認する。
- 「自分でできる」との聞き取りだけで「つかまらないでできる」と判断できない。
- 動作試行ができない場合は、日頃の状況を聞き取り、頻回な状況で選択する。
- 右半身麻痺のため、柵など何かにつかまっている可能性があり、確認が必要。
- 右麻痺・拘縮があるため、具体的な寝返りの手順を確認する必要がある。
- 右麻痺があるため、つまらずに安定した状態でいられるのか疑問。

1-3 寝返り

（認定調査員テキストp41～p42）

＜定義＞

「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、サイドレールなど何かにつかまればできるかどうかの能力である。

・一度起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。

・自分の体の一部を掴んで寝返りを行う場合は「何かにつかまればできる」を選択する。

＜選択肢の選択基準＞「つかまらないでできる」

・仰向けに寝ることが不可能な場合に、横向きに寝た状態（側臥位）から、うつ伏せ（腹臥位）に向きを変えることができれば、「つかまらないでできる」を選択する。

・認知症等で声かけをしない限りずっと同じ姿勢をとり寝返りをしないが、声をかければゆっくりでも寝返りを自力でする場合、声かけのみでできれば、「つかまらないでできる」を選択する。

1-3 寝返り　選択肢「つかまらないでできる」

＜特記事項＞

動作試行をしなかった
理由や状況の記載がない。

リビングでの調査でも、寝室へ
移動して確認動作は行える。

寝返りを実施せず、聞き取り
のみでの選択は確認不足

「自分でできる」では、「つかまら
ないでできる」と判断できない。

リビングでの調査のため実施せず聞き取る。寝返りは自分でできるとのこと。

動作試行が出来ない場合は、日頃の状況
を聞き取り、頻回な状況で選択する。

右麻痺があり、つまらずに安定し
た状態でいられのるか疑問。

右半身麻痺のため、柵など何かにつか
まっている可能性があり、具体的な寝返
りの手順を確認する必要がある。

1-3 寝返り

参考例

＜特記事項＞

ベッド上で試行する。左手でベッド柵につかまって、右に身体の向きを変え、

身体の向きを変える時の具体的な状況

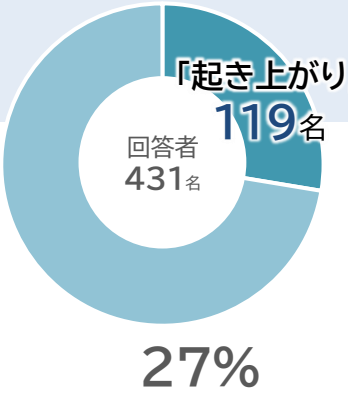
そのまま安定した状態になることが自分でできた。

身体の向きを変え後の状態が安定したかの確認

本人・家族曰く、日頃も同様とのこと。

日頃の状況の確認

1-4 起き上がり　選択肢「つかまらないでできる」



＜特記事項＞

I-3と同様で、自分で起き上がることができるとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・リビングでの調査でも、寝室へ移動して確認動作は行える。

・右半身麻痺のため、つかまらず、加重もせずに起き上がりができるのか疑問が残る。

・右麻痺であれば、何かにつかまるのか、肘をマットについて支えにするか等の確認が必要。

・「できる」と答える方は、実際に確認すると、何かにつかまればできる方が殆どである。

・右麻痺のため、どうのように起き上がっているのかなど、起き上がり方を具体的に確認する。

・立会者から、日頃の状況を聞いた方が良い。

1-4 起き上がり

（認定調査員テキストp43～p44）

＜定義＞

「起き上がり」とは、身体の上にふとんをかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力である。

・うつ伏せになってから起き上がる場合等、起き上がりの経路については限定しない。

・自分の膝の裏をつかんで、反動を付けて起き上がれる場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合(支えにしないと起き上がれない場合)は、「2. 何かにつかまればできる」を選択する。

・体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起き上がる場合(加重しないと起き上がれない場合)は、「2. 何かにつかまればできる」を選択する。

・常時、ギャッチアップの状態にある場合は、その状態から評価し、調査対象者に実際に行ってもらった状況と、日頃の状況の違い、選択した根拠等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

・ギャッチアップ機能がついている電動ベッド等の場合はこれらの機能を使わない状態で評価する。

1-4 起き上がり　選択肢「つかまらないでできる」

＜特記事項＞

リビングでの調査でも、寝室へ移動して確認動作は行える。

立会者から、日頃の状況を聞いた方が良い。

リビングでの調査のため実施せず聞き取る。

自分で起き上がることができるとのこと。

「できる」と答える方は、
実際に確認すると、何かに掴まれば
できる方が殆どである。

・右半身麻痺のため、つかまらず、加重もせずに起き上がりができるのか疑問が残る。

・右麻痺のため、起き上がり方を具体的に確認する。

・右麻痺であれば、何かにつかまるのか、肘をマットについて支えにするか等の確認が必要。

1-4 起き上がり

参考例

＜特記事項＞

ベッド上で試行する。

左手でベッド柵につかまって、自力で起き上ることができた。

起き上がり時の具体的な状況

本人・家族曰く、日頃も同様とのこと。

日頃の状況の確認

1-3寝返り・1-4起き上がりの動作試行における環境

【特記事項が不十分とした理由】

- 寝具について、和式布団かベッドの記載がない。
- ソファーなどで確認ができなったのか。

寝返りや起き上がりは、和式布団・ベッド等により、柵等のつかまる所がある・ないなどから状況が異なる。

どのような環境で寝返りや起き上がりが行われているかの情報も必要。

ソファーは、柔らかい素材で身体が沈み込んだり、幅が狭い等により、日頃の環境とは異なることがある。

原則として、日頃の状況を把握できる場所とする。（調査員テキストp7）

↳ 日頃、寝起きする環境で動作試行を行う。

1-3寝返り・1-4起き上がりの動作試行における環境

＜特記事項の例＞
リビングでの調査のため実施せず聞き取る。

対応は適切ではない。

＜審査請求理由＞
寝室に移動して動作確認をすることは行えた。
寝室のベッド上で、動作試行すれば、ベッド柵につかまることを確認できたはずである。

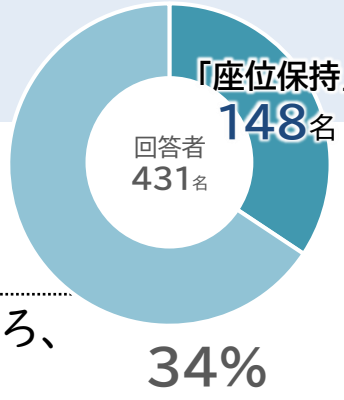
家のリビングや施設のフロア等で調査を行う場合は、本人の部屋で動作試行を行いたい旨を、本人と立会者（家族・職員等）に伝える。

基本は、本人の部屋で動作試行を行う。

- **本人の部屋での動作試行を断られた場合**
- **本人の身体状態や移動が困難などで、本人の部屋での動作試行が危険と判断される場合**

状況や理由を具体的に特記事項に記載する。

1-5 座位保持　選択肢「できる」



＜特記事項＞

「普段、背もたれがない状態で10分間座っていられるか」と質問したところ、できるとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・普段の聞き取りだけでは確認不足。特別な事情がない限り、リビングの椅子で座位保持を確認する。

・動作試行しなかった理由の記載がない。

・質問内容が「背もたれなくても座位がとれるか」の質問になっている。背もたれは必要ないが、自分の手で手すり・柵・座面・壁を支える必要があるかの確認をしていない。

・本人ができると言っても、自分で支えればできるの選択もあり、その確認が不足と考える。

・調査中の座位保持の状況と、日頃の食事・便座・洗身時の状況の聞き取りの記載がない。

1-5 座位保持

（認定調査員テキストp45～p47）

＜定義＞

「座位保持」とは、背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力である。

- 大腿部（膝の上）に手で支えてしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合（加重しないと座位保持できない場合）は、「2. 自分の手で支えればできる」を選択する。
- 大腿部の裏側に手を差し入れて太ももを掴むようにする等、上体が後傾しないように座位を保持している場合（手を差し入れるなどしないと座位保持できない場合）は、「3. 支えてもらえればできる」を選択する。
- ビーズクッション等で支えていないと座位が保持できない場合は、「3. 支えてもらえればできる」を選択する。
- 電動ベッドや車いす等の背もたれを支えとして座位保持ができている場合は、「3. 支えてもらえればできる」を選択する。

1-5 座位保持　選択肢「できる」

＜特記事項＞

普段の聞き取りだけでは確認不足。

「普段、背もたれがない状態で10分間座っていられるか」と質問したところ、

質問内容が「背もたれなくても座位がとれるか」の質問になっている。

できるとのこと。

本人ができると言っても、自分で支えればできるの選択もあり、その確認が不足

・動作試行しなかった理由がない。

・特別な事情がない限り、リビングの椅子で座位保持を確認する。

・自分の手で手すり・柵・座面・壁を支える必要があるかの確認をしていない。

・日頃の食事・便座・洗身時の状況の聞き取りの記載がない。

1-5 座位保持

参考例

＜特記事項＞

調査時、背もたれは必要ないが、椅子の肘掛けに左腕をつき自分の手で支えれば10分間以上の座位保持はできた。

調査時の能力の状況

日頃、食事の時は、テーブルに腕をおいて体を支えれば10分以上座位保持できる。

日頃の能力の状況

「自分の手で支えればできる」を選択。

適切な調査により、
選択肢「できる」→「自分の手で支えればできる」に変わる。

1-5 座位保持　選択肢「支えてもらえればできる」

（厚生労働省　要介護認定適正化事業　令和2年度調査指導員養成研修資料を基に作成）

「日頃の状況」に対する考え方

- 調査項目の「**定義**」・「**留意点**」、「**選択の根拠**」を確認する。
- 日頃の生活（日中は居室のソファーにもたれて過ごしている等）
 ではなく、「**日頃の能力**」を評価する。

日頃の状況　≠　日頃の生活の様子

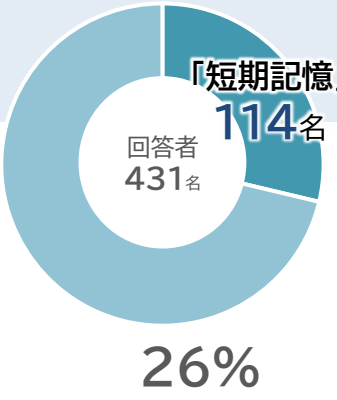
日頃の状況　＝　日頃の確認動作の「能力」



確認のポイント

- 食事摂取時、排便時、洗身時、爪切り時などの姿勢も含め
 日頃の10分間の「座位の能力」を評価する。

3-4短期記憶　選択肢「できる」



＜特記事項＞

「調査前に、パズルをしていた」と答えた。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・「調査直前にパズルをしていた」と答えたが、事実かどうかを、立会者へ確認する必要がある。

・本人の発言のみでは判断材料として不十分。日頃の状況や3品目テスト実施の記載がない。

・日頃の状況がわかる介護者から、「日頃は、短期記憶ができるのか」の確認が必要である。
なお、介護者からの聞き取りで判断できない時は、3品確認の実施が必要がある。

3-4短期記憶

（認定調査員テキストp105～p106）

＜定義＞

「短期記憶」とは、面接調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているかどうかの能力である。

・短期記憶であり、面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば、「1. できる」を選択する。

・上記の質問で確認が難しい場合は、「ペン」「時計」「視力確認表」を見せて、何があるか復唱をさせ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったかを問うので覚えて置くように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていないものについて答えられたかで選択する。

3-4短期記憶　選択肢「できる」

＜特記事項＞

本人の発言のみでは判断材料として不十分

「調査前に、パズルをしていた」と答えた。

事実かどうかを、立会者へ確認する必要がある。

介護者から、日頃の短期記憶の確認が必要である。
　なお、介護者からの聞き取りで判断できない時は、3品確認の実施が必要がある。

3-4短期記憶

参考例

＜特記事項＞

調査前にしていたことを「パズルをしていた」と答えた。

面接調査直前または当日行ったことの具体的な答えを確認

長男の話では「調査前にパズルをしていて、答えは合っている」

本人の答えが事実か確認

「日頃も、当日行ったことは覚えている」とのこと。「できる」を選択。

日頃の能力の状況

3-4短期記憶

＜事前課題で特記事項が不十分とした理由＞

- 3点の品物で行うことが原則となっている。 → **原則ではない**

＜特記事項＞

調査時、3品のテストを正答した。 → **3品提示テストのみでは調査不十分**

【令和5年度要介護認定適正化事業における認定適正化専門委員の技術的助言】

短期記憶は、日頃も含めて「直前にしていたこと」を聞き取り、
日頃を含めて判断が難しい場合に3品確認を行う。
3品確認の3品は、「ペン」「時計」「視力確認表」を用いる。

「能力」の調査項目　3-4 短期記憶

（認定調査員テキスト2009改訂版 p.105～106）

【調査の基本】
「**調査当日の状況**」と
「**日頃の状況**」の聞き取りの
2つにより調査を行う。

日頃の状況の聞き取りから
確認ができる場合は、
確認テスト（3品提示）は必要ない

2つの聞き取り調査で
確認が難しい場合

確認テスト（3品提示）を実施



全国一律の方法

特記事項の例

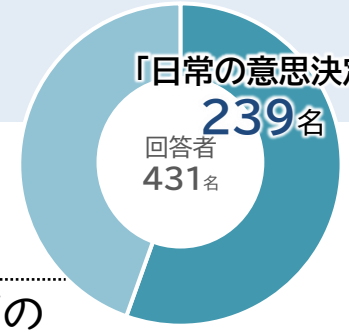
①調査時の状況

調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができた。　②日頃の状況

しかし、家族の話では、日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのこと。

より頻回な状況に基づき「できない」を選択する。　③より頻回な状況

5-3 日常の意思決定　選択肢「できる」



＜特記事項＞

菓子等を選んで買ったり、着る服を選択する等、日常生活状況のもとでの意思決定は自身で行っているとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・慣れ親しんだ日常生活状況以外の、意思決定に関して記載がない。

・治療方針やケアプランの参加などの特別な場合や、常時あらゆる場面での意思決定が自身でできるのかの確認が不足している。

・ケアプラン・病院等の説明や、手紙書類等の内容について、自分で理解し妥当な決定ができるか、家族が対応しているか確認する。

・誰（本人、家族、デイ職員等）に聞いて確認したのか記載が欲しい。

5-3 日常の意思決定

（認定調査員テキストp105～p106）

＜定義＞

「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいう。

【選択肢の選択基準】
＜できる＞
・常時、あらゆる場面で意思決定ができる。

＜特別な場合を除いてできる＞
・慣れ親しんだ日常生活状況のもとでは、見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択等に関する意思決定はできるが、ケアプランの作成への参加、ケアの方法・治療方針への合意等には、指示や支援を必要とする。

5-3 日常の意思決定　選択肢「できる」

＜特記事項＞

慣れ親しんだ日常生活状況以外の、
意思決定に関して記載がない。

菓子等を選んで買ったり、着る服を選択する等、日常生活状況のもとでの意思決定は自身で行っているとのこと。

治療方針やケアプランの参加などの
特別な場合や、常時あらゆる場面での
意思決定の確認が不足している。

ケアプラン・病院等の説明や、手紙書類等の内容について、
自分で理解し妥当な決定ができるか、
家族が対応しているかも確認する。

5-3 日常の意思決定

参考例

＜特記事項＞

ケアプランへの同意や、治療方針への合意には家族が支援している。
特別な場合の意思決定

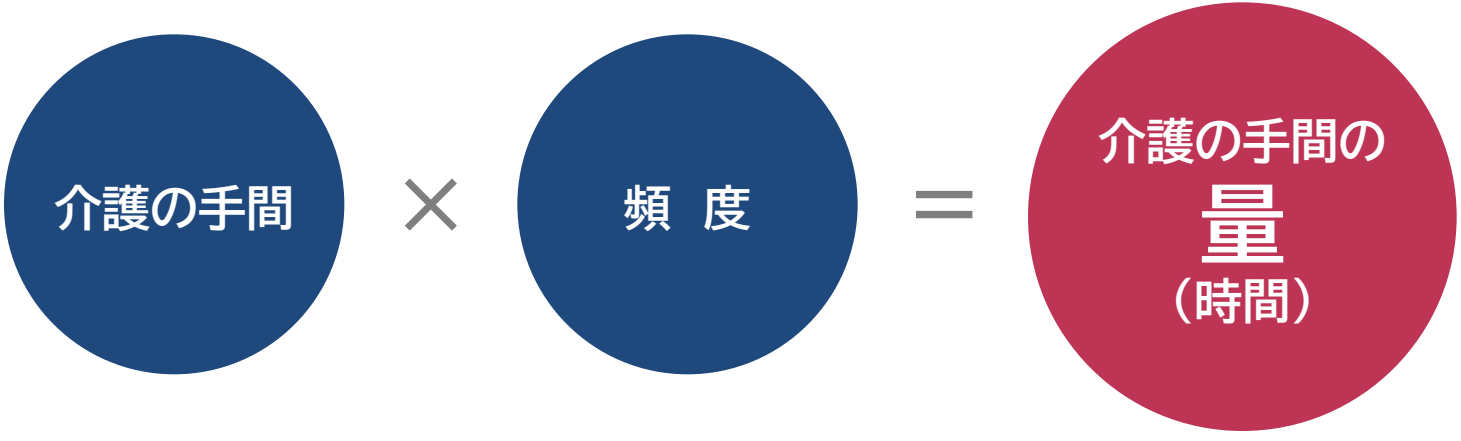
嗜好品を選んで買ったり、着る服を選択する等、慣れ親しんだ日常生活状況のもとでの意思決定は自身で行っている。　特別な場合を除く、日常の意思決定

「特別な場合を除いてできる」を選択。

介助の方法で評価する調査項目

「介護の手間」と「頻度」を記載

介護認定審査会では「介護の手間」の多少を特記事項から評価する。
「行われている介助（介護の手間）」と「頻度」を併記することで、
具体的な「介護の手間の量（時間）」が読み取れる。

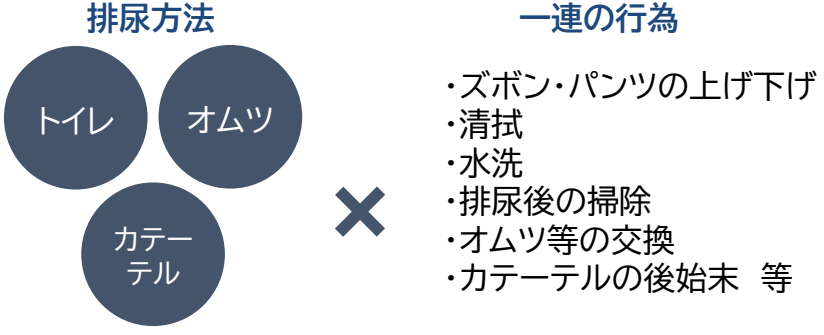


介助の方法で評価する調査項目の調査方法

例）2-5 排尿

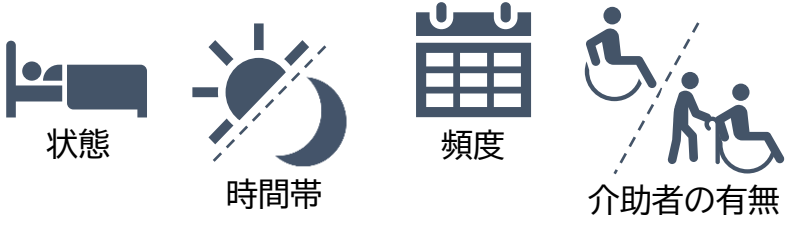
01 発生している行為の特定

調査項目に定義されている行為のうち
対象者に発生する行為を特定する



02 行為に対する介助の状況の確認

対象者の状態や時間帯、その頻度等
行為ごとの介助の状況を聞き取る



03 基本調査の選択

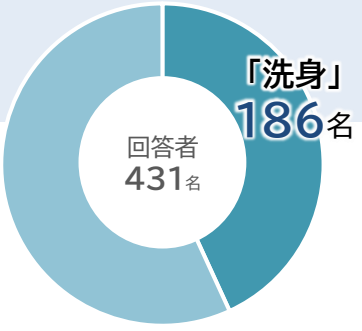
発生行為のうち、**より頻回な状況**で選択する



＊ 適切な介助での選択

実際の介助の方法が不適切と判断した場合は「適切な介助」で選択する

1-10 洗身　選択肢「介助されていない」



＜特記事項＞

自宅で入浴。自分で洗っているとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・右上下肢麻痺と肩関節・膝関節の拘縮の状況からみて、左上肢・背中・足先が十分に洗えるか、洗い残しがあるか等を確認する必要がある。

・デイケア利用時、入浴機会はないのか。その時の状況について確認不足。

・爪切りで「足に手が届かない」と聴取しており、洗身でも足先まで手が届くのか確認が必要。

・洗う方法や、自助具（洗身ブラシなど）の使用の確認が必要。

・入浴回数、洗身状況、近くでの見守り、湿疹があるなどの細かい記載がない。

1-10 洗身

（認定調査員テキストp57～p59）

＜定義＞

「洗身」とは、浴室内（洗い場や浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うことをいう。
※身体の各所を洗う行為について評価を行う。

- 洗髪行為、入浴行為は含まない。
- 清拭のみが行われている場合は、本人が行っているか介護者が行っているかに関わらず、「4. 行っていない」を選択する。
- 日によって入浴の方法・形態が異なる場合も含めて、調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況（具体的な内容を記載）で選択する。
- 福祉用具や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。
- 日常的に、洗身を行っていない場合は、「4. 行っていない」を選択し、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

1-10 洗身　選択肢「介助されていない」

＜特記事項＞

デイケア利用時、入浴機会はないのか。

右上下肢麻痺と肩関節・膝関節の拘縮の状況からみて、左上肢・背中・足先が十分に洗えるのか。

自宅で入浴。自分で洗っているとのこと。

爪切りで「足に手が届かない」と聴取しており、洗身でも足先まで手が届くのか確認が必要。

洗い残しがあるか等を確認する必要がある。

・入浴回数、洗身状況、近くでの見守り、湿疹があるなどの細かい記載がない。

・洗う方法や、自助具（洗身ブラシなど）の使用の確認が必要。

1-10 洗身

参考例

＜特記事項＞

通所リハビリでは入浴せず自宅入浴のみ。家族は介助していない。

入浴の方法・形態の状況　　実際の介助の状況

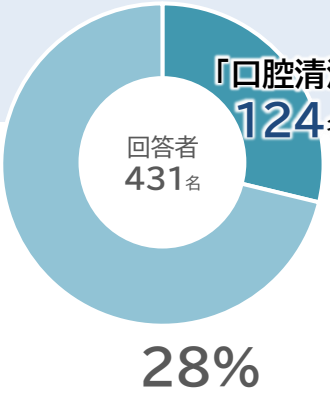
本人の話では「シャワーチェアに座り、左手で身体を洗っているが、足や背中は手が届かない。左の腕と手指も洗えない。」とのこと。

実際の本人の状況

不適切な状況の理由

右半身麻痺と右肩膝の可動域制限があるため、
洗い残しのある足・背中・左上肢は不適切な状況にあると判断し、
適切な介助の方法で「一部介助」を選択。　　不適切な状況

2-7 口腔清潔　選択肢「介助されていない」



＜特記事項＞

用具は、洗面台にセットされている。自分で歯みがきしているとのこと。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・自歯、入れ歯(義歯をはずす、洗浄、保管等)等を確認してない。

・洗面台の用具セット内容(通常のセッティング・歯ブラシに歯磨き粉を付ける等のセット)や片付けの確認が必要。

・右半身麻痺で片手しか使えず、どのように歯磨き粉の蓋をあけ、歯ブラシに歯磨き粉を付けるのか不明。

・麻痺側の食物残渣、うがい時の衣類の濡れの確認が必要。

・洗面台では、立位か、椅子に座るのかなど詳細が不明。

2-7 口腔清潔

（認定調査員テキストp87～p88）

＜定義＞

「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。

・義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する。

・歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している等の場合も「口腔清潔」に含む。

【選択肢の選択基準】

＜一部介助＞
・歯磨き中の指示や見守り、磨き残しの確認が行われている場合も含む。

・義歯の出し入れはできるが、義歯を磨く動作は介護者が行っている場合も含む。

＜全介助＞
・本人が行った箇所も含めて、介護者がすべてやり直す場合も含む。

2-7 口腔清潔　選択肢「介助されていない」

＜特記事項＞

用具セット内容(通常のセッティング・歯ブラシに歯磨き粉を付ける等のセット、片付け)の確認が必要。

右半身麻痺で片手しか使えず、どのように歯磨き粉の蓋をあけ、歯ブラシに歯磨き粉を付けるのか不明。

用具は、洗面台にセットされている。自分で歯みがきしているとのこと。

・自歯、入れ歯(義歯をはずす、洗浄、保管等)等を確認してない。

・洗面台では、立位か、椅子に座るのかなど詳細が不明。

・麻痺側の食物残渣、うがい時の衣類の濡れの確認が必要。

2-7 口腔清潔

参考例

＜特記事項＞

自歯。洗面台に液体歯磨き、歯ブラシ、コップが常時セッティングされている。

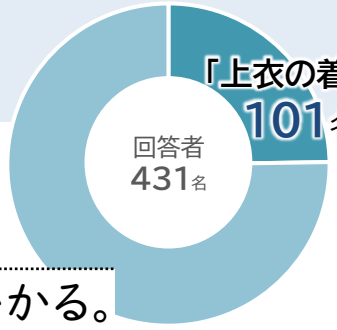
セッティングの具体的な内容

自分で、液体歯磨きをコップに入れて口に含んでゆすいだ後に、

歯磨きの具体的な状況

ブラッシングを行っており、介助はされていない。

2-10上衣の着脱　選択肢「介助されていない」



＜特記事項＞

普段は自分でやるが、肌着や服の脱ぎ着きがうまくできないため時間がかかる。
週1回の外出時は、家族が服や袖を引っ張る等の介助をしているとのこと。
より頻回で「介助されていない」を選択。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・右片麻痺でうまくできないと記載があり、時間がかかる理由、着替えの後の状態(着衣の乱れ等)など確認不足。

・毎日の起床や就寝、入浴、通所リハの送迎時など「普段」の更衣の場面の記載がない。

・日頃、介護者不在のため適切な介護がされていないと考えられる。

・外出時は、家族が服や袖を引っ張っているが、普段はどのような状態にあるのか。裾が上がったままであれば不適切な状況。

・外出時には家族が介助しているとあるが、普段は介助がなくても上手く着れているかどうかの記述が欲しい。本来いつも手直しが必要な状況ならば、適切な介助を選択する

2-10上衣の着脱

（認定調査員テキストp93～p95）

＜定義＞

「上衣の着脱」とは、普段使用している上衣等の着脱に介助がおこなわれているかどうかを評価する項目である。

・時候にあった衣服の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。

・服を体にあてがう行為や袖通しなど一連の行為すべてが介護者によって行なわれていれば首や体幹を揺り動かすなどの行為は、介護者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから、「4. 全介助」を選択する。

・介護者が構えている服に「自ら袖に腕を通す」場合は、服を構える介助は行われているものの、袖通しは自ら行っていることから、一連の行為の一部に介助がある判断し、「3.一部介助」を選択する。

2-10上衣の着脱　選択肢「介助されていない」

＜特記事項＞

うまくできないためによる「時間がかかる理由」、
「着替えの後の状態(着衣の乱れ等)」など確認不足

普段は自分でやるが、肌着や服の脱ぎ着きがうまくできないため時間がかかる。

週1回の外出時は、家族が服や袖を引っ張る等の介助をしているとのこと。

より頻回で「介助されていない」を選択。

外出時は家族が介助するが、普段はどのような状態にあるのか。手直しが必要な状況であれば不適切な状況。

・毎日の起床や就寝、入浴、通所リハの送迎時など「普段」の更衣の場面の記載がない。

・日頃、介護者不在のため適切な介護がされていないのではないか。

2-10上衣の着脱

参考例

＜特記事項＞

更衣場面は、起床・就寝、入浴、外出時である。
更衣場面

上衣を着る時は、麻痺がある右腕、背中、健側の左腕の順で通し、脱ぐ時は、健側の
着脱方法

左腕から脱ぐが、右半身麻痺で右上肢は動かしにくく、左手のみで着脱するため、
着脱に時間がかかる理由

ゆったりした上衣でも10分程度の時間がかかる。

服によってはうまく脱げず、肌着もうまく脱げないため、更衣しないことも多いとのこと。
日頃の不適切な状況

入浴や外出する時は、家族が居るため服や袖を引っ張って介助する。
適切な介助の状況

適切な介助の方法で「一部介助」を選択。

2-10 上衣の着脱

＜事前課題で特記事項が不十分とした理由＞

- 1週間に1回は家族の介助を受けて上着の着脱をしているので、一部介助を選択する。

【認定調査員テキストp24】

- **調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。**
- **該当する行為が調査日より概ね過去1週間にどの程度行われているのかを把握した上で、そのうち介助が行われている（または介助が行われていない）頻度がもっとも多いもので選択を行うことを原則とする。**

2-10上衣の着脱は、1週間の更衣場面（起床・就寝、入浴、外出時等）と、各場面ごとの「介助の方法」と「頻度」を確認し、より頻回な状況で選択する。

不適切な状況と調査員が判断する場合

「1-10 洗身」、「2-10 上衣の着脱」

特記事項

1-10 洗身 （介助の方法） ★	一部介助	通所リハビリでは入浴せず自宅入浴のみ。家族は介助していない。本人の話では「シャワーチェアに座り、左手で身体を洗っているが、足や背中は手が届かない。左の腕と手指も洗えない。」とのこと。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。
2-10 上衣の着脱 （介助の方法） ★	一部介助	上衣を着る時は、麻痺がある右腕、背中、健側の左腕の順で通し、脱ぐ時は、健側の左腕から脱ぐが、右半身麻痺で右上肢は動かしにくく、左手のみで着脱するため、ゆったりした上衣でも10分程度の時間がかかる。服によってはうまく脱げず、肌着もうまく脱げないため、更衣しないことも多いとのこと。入浴や外出する時は、家族が居るため服や袖を引っ張って介助する。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。

不適切な状況と調査員が判断する場合

（要介護認定適正化事業「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」より作成）

認定調査員



- ✓実際の状況
- ✓選択肢を選んだ理由
- ✓判断に迷ったこと

特記事項に記載

特記事項

審査会に確認を要請

1-10 洗身（介助の方法）★	一部介助	通所リハビリでは入浴せず自宅入浴のみ。家族は介助していない。本人の話では「シャワーチェアに座り、左手で身体を洗っているが、足や背中は手が届かない。左の腕と手指も洗えない。」とのこと。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。
2-10 上衣の着脱（介助の方法）★	一部介助	上衣を着る時は、麻痺がある右腕、背中、健側の左腕の順で通し、脱ぐ時は、健側の左腕から脱ぐが、右半身麻痺で右上肢は動かしにくく、左手のみで着脱するため、ゆったりした上衣でも10分程度の時間がかかる。服によってはうまく脱げず、肌着もうまく脱げないため、更衣しないことも多いとのこと。入浴や外出する時は、家族が居るため服や袖を引っ張って介助する。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。

適切な介助の方法で「一部介助」を選択

選択に迷ったが〇〇により「一部介助」を選択

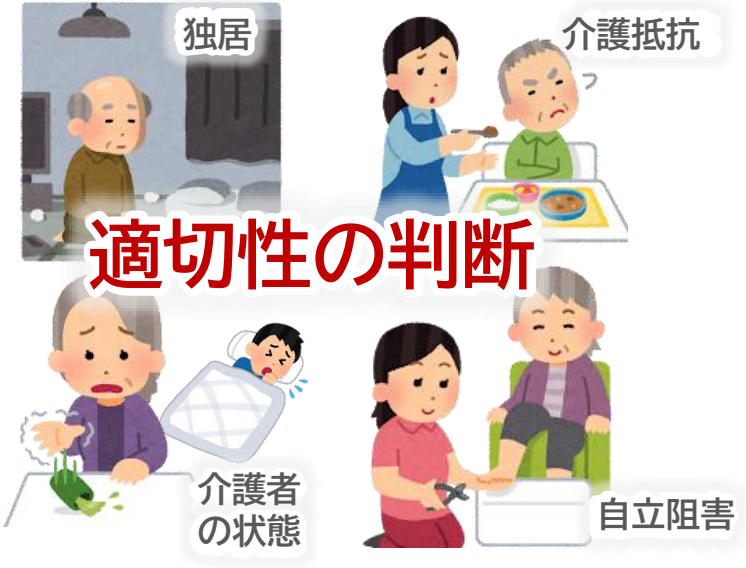
調査員が「選択に迷った」「適切な介助」を選択

●★など記号で明示

不適切な状況と調査員が判断する場合

（認定調査員テキスト2009改訂版 p.23～）

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合



介護認定審査会



調査員の判断が妥当か確認

特記事項に記載する内容

- 「実際の介助内容」と、調査員が「不適切と判断する具体的な理由や事実」を記載する。
- 調査員が「適切と考える介助の方法と、その理由」を記載する。

模擬審査判定における「適切な介助の方法」の確認

介護認定審査会

165合議体

一次判定の修正・確定における議論

- 調査上の単純ミス
- 日頃の状況と異なる場合
- より頻回な状況で選択している場合
- **不適切な状況と調査員が判断する場合**
- 認定調査員が選択に迷った項目
- 特別な医療
- 障害/認知症高齢者の日常生活自立度

事例で模擬審査判定

事例 75歳 女性 更新申請

前回要介護度	要支援2
一次判定結果	要支援1(31.2分)

● **傷病等**

脳出血

● **概況**

マンションに本人と長男夫婦が同居。長男夫婦は仕事があり日中独居。
10年前の脳出血により右半身麻痺の後遺症が残存している。
日常生活は不自由ながらも身の回りの事は自身で行っており、ADLも概ね自立しているが歩行が不安定。
通所リハビリ週2回利用　引き続き介護サービスの利用を希望している。

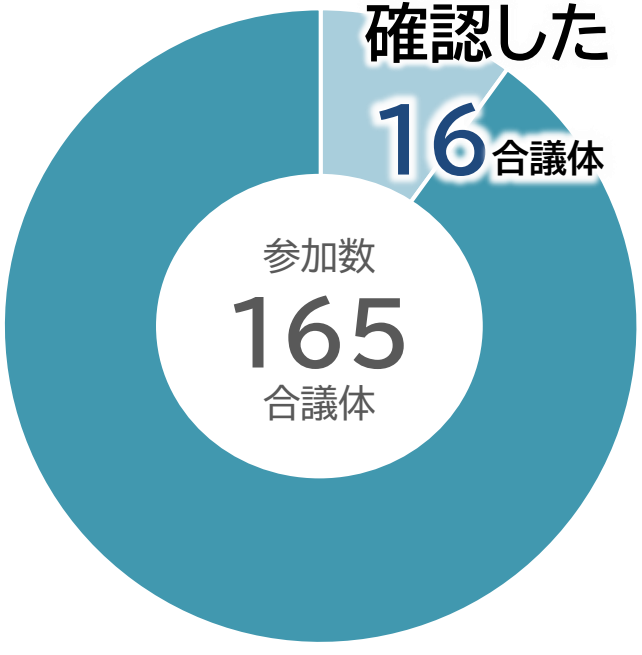
1-10 洗身 （介助の方法） ★	一部介助	通所リハビリでは入浴せず自宅入浴のみ。家族は介助していない。本人の話では「シャワーチェアに座り、左手で身体を洗っているが、足や背中は手が届かない。左の腕と手指も洗えない。」とのこと。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。
2-10 上衣の着脱 （介助の方法） ★	一部介助	上衣を着る時は、麻痺がある右腕、背中、健側の左腕の順で通し、脱ぐ時は、健側の左腕から脱ぐが、右半身麻痺で右上肢は動かしにくく、左手のみで着脱するため、ゆったりした上衣でも10分程度の時間がかかる。服によってはうまく脱げず、肌着もうまく脱げないため、更衣しないことも多いとのこと。入浴や外出する時は、家族が居るため服や袖を引っ張って介助する。**適切な介助の方法**で「一部介助」を選択。

模擬審査判定における「適切な介助の方法」の確認

参考例

1-10洗身における検討内容

1-10洗身



・自身で行っている状況を考えると、適切な介助として妥当と判断。

・自助具を使用すれば介助なく洗身できる可能性はあるが、それでも届かない部分が発生するため、一部介助が適切と判断。

・適切な介助の方法と調査票のチェックが合っていることを確認した。

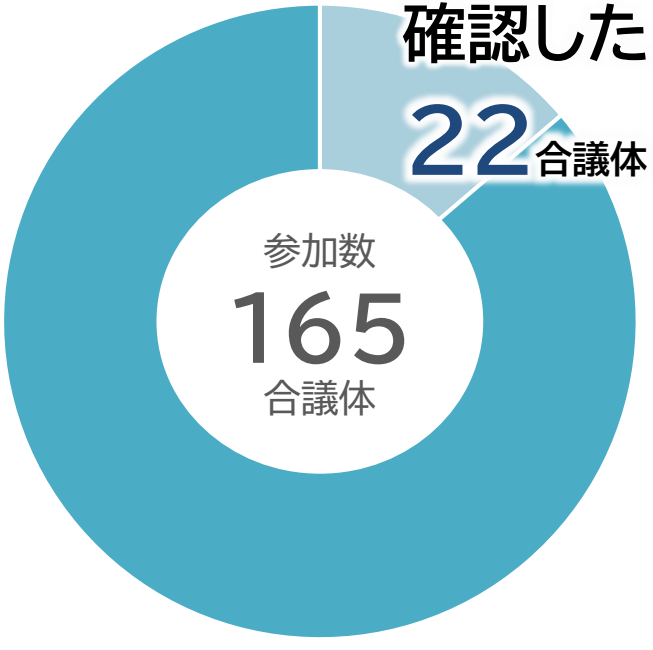
・適切な介助の方法がきちっと取られている。

・「足や背中は手が届かない」で、実際に不適切な状況の記載がなく、適切な介助方法で「一部介助」を選択して良いのか迷った。

模擬審査判定における「適切な介助の方法」の確認

2-10上衣の着脱における検討内容

2-10上衣の着脱



・右半身麻痺があり、家族がいる時は服や袖を引っ張って介助しているので、適切な介助の方法を選択したのは、妥当だと考える。

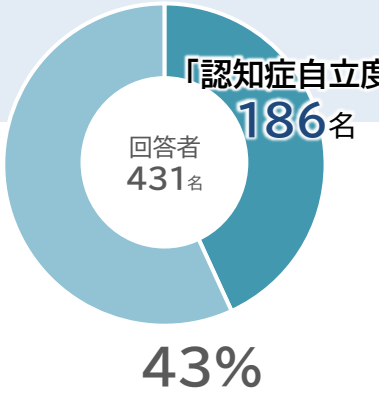
・適切な介助の方法と調査票のチェックが合っていることを確認した。

・適切な介助の方法がきちっと取られている。

・時間をかければ自分でも着脱できるが、家族がいるときは介助あり。自立とするか迷うところ。

・一人では上衣の着替えが困難な場合があり、家族の介助が頻回ととらえた。どちらでも基準時間の変更がなく一部介助のままとした。

7-2認知症高齢者の日常生活自立度　選択肢「Ⅱb」



＜特記事項＞

買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

＜特記事項が不十分とした理由＞

・服薬、買い物等の支援を理由にⅡbを選択肢しているが、認知機能によるものか、右半身麻痺の後遺症によるものかを確認する必要がある。

・買い物・服薬・金銭に家族の支援がある＝認知症ではない。

・3群は正答し、短期記憶も保たれており、4群に該当がなく、認知機能の低下は見られない。

・日中独居で一人で留守番ができており「2b」ではない。

・金銭、服薬管理は、身体的理由又は習慣的に家族が関わっている可能性がある。

・5-1、2、5の項目は、認知機能低下が原因で支援しているのか、情報が不足している。

・5-2で少額は管理はできており、買物では嗜好品を選び支払いもできるのでⅡbではない。

・3郡・4群に該当がなく、家庭内で見守りが必要かは不明。

7-2認知症高齢者の日常生活自立度

（認定調査員テキストp157）

＜判定の基準＞

まったく認知症を有しない者については、自立に〇印をつけること。

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱａ	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱｂ	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等

7-2認知症高齢者の日常生活自立度

＜特記事項＞

日中独居で一人で留守番ができており「2b」ではない。

買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

買物、服薬、金銭の支援が、認知機能低下によるものか、右半身麻痺によるものか、情報が不足している。

買物では嗜好品を選び支払いし、金銭では少額の管理はできているのでⅡbではない。

・買い物・服薬・金銭に家族の支援がある＝認知症ではない。

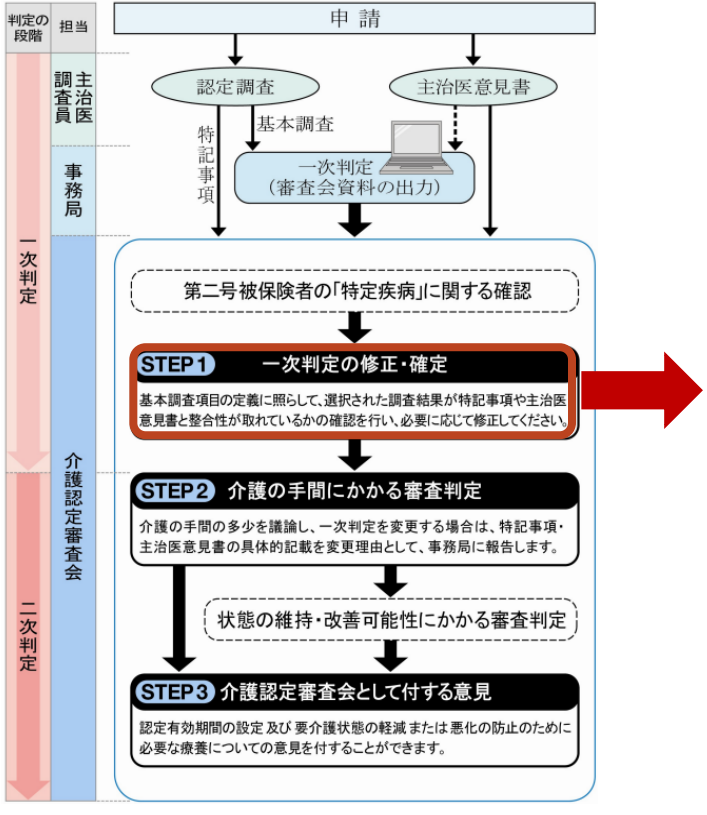
・3群は正当し、短期記憶も保たれており、4群に該当がなく、認知機能の低下は見られない。

・3郡・4群に該当がなく、家庭内で見守りが必要かは不明。

・金銭、服薬は、身体的理由又は習慣的に家族が関わっている可能性がある。

審査会における「認知症高齢者の日常生活自立度」の使われ方

審査会の審査判定手順



介護認定審査会

STEP1 一次判定の修正・確定

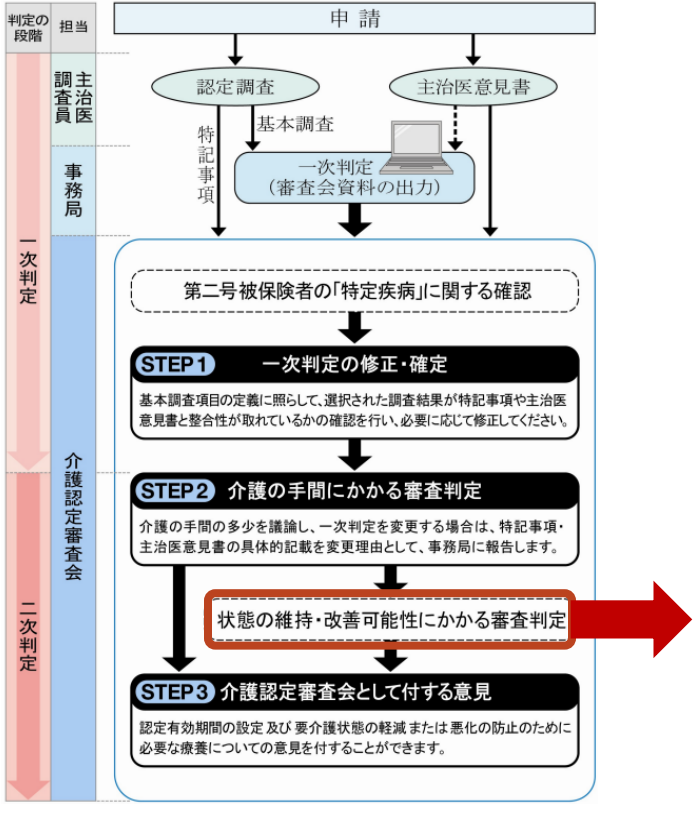
一次判定の修正・確定における議論

- 調査上の単純ミス
- 日頃の状況と異なる場合
- より頻回な状況で選択している場合
- 不適切な状況と調査員が判断する場合
- 認定調査員が選択に迷った項目
- 特別な医療
- **障害/認知症高齢者の日常生活自立度**

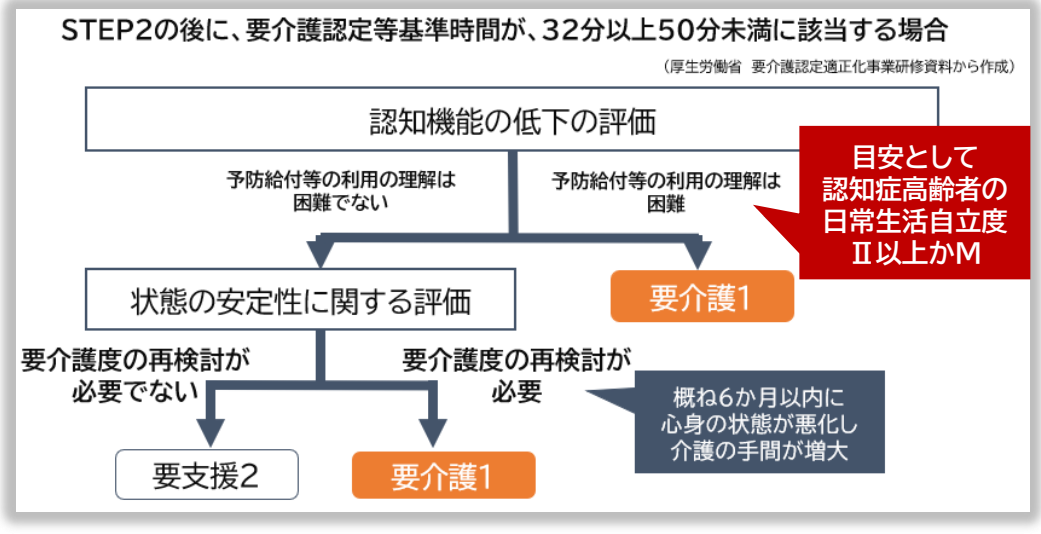
認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅱb	買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

審査会における「認知症高齢者の日常生活自立度」の使われ方

審査会の審査判定手順



状態の維持・改善可能性にかかる審査判定



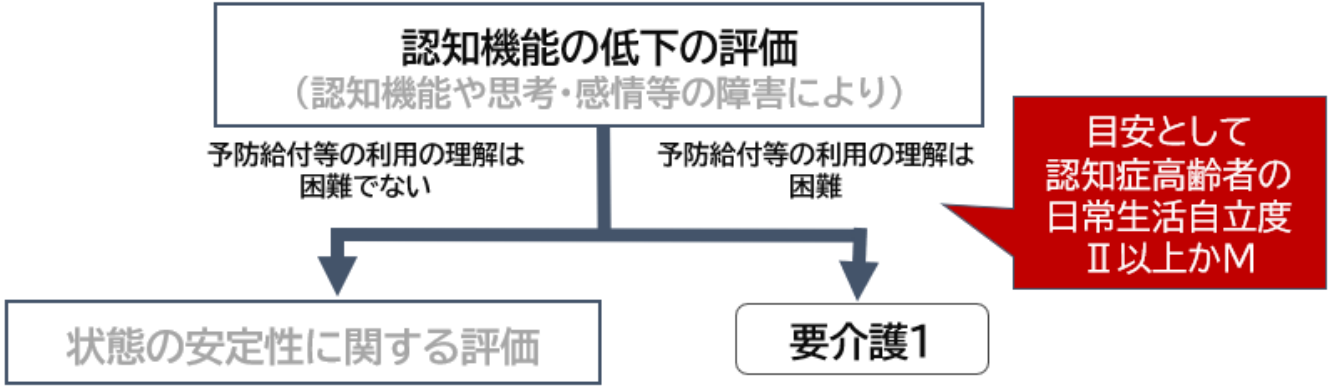
「要支援2」又は「要介護1」を決める判定

「認知症高齢者の日常生活自立度」の要介護度への影響

（介護認定審査会委員テキスト2009改訂版　p26～p28）

状態の維持・改善可能性にかかる審査判定

STEP2の後に、要介護認定等基準時間が、32分以上50分未満に該当する場合



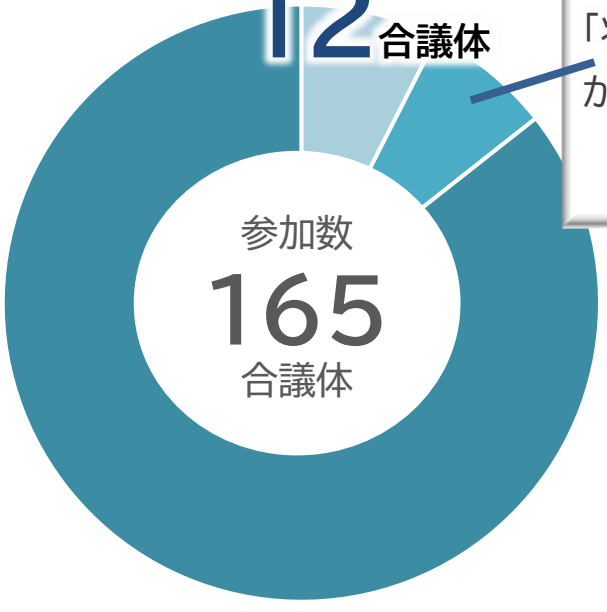
認知症高齢者の日常生活自立度」の選択肢がⅡ以上であると、
要支援相当の場合でも「要介護1」と判断される場合がある。

「認知症高齢者の日常生活自立度」は、
要介護度への影響があるため慎重に選択する。

模擬審査判定における認知症高齢者の日常生活自立度の確認

認知症高齢者の日常生活自立度を
確認した合議体

23合議体



選択肢の修正を検討した

12合議体

STEP1では検討してないが「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」で確認

11合議体

一次判定の修正・確定

検討した

12 合議体

修正した

4合議体

修正しない

8合議体

模擬審査判定「STEP1 一次判定の修正・確定」

認知症高齢者の日常生活自立度

検討した結果、選択肢を修正した

4合議体

選択肢「自立」に修正

・5群は一部介助としているが、ADL低下や生活習慣から発生している介助の方法であり、3,4群は自立で、認知機能低下から発生している介助とは言い難い。

・認定調査票の第3群～第5群を見ても認知面での問題が読み取れず、主治医意見書では「自立」の判定が出ている。

・右半身麻痺に伴い支援が必要になっているが、第3群～第5群を見ても認知面での問題が見られず、主治医意見書では「自立」の判定が出ている。

・7-2は認知機能の評価であり、3群、4群において該当がない。

「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」での確認内容

認知症高齢者の日常生活自立度　11合議体

・7-2に服薬や金銭管理に支援を必要とあるが、3・4群で該当する項目は無く習慣で介助が発生しているに過ぎない。ADLも概ね自立と記載があり予防給付で問題ないと判断。

・3郡・4群に該当する項目が全くなく、5群の内容も、認知症状により支援が必要という内容ではない。7-2でⅡと判断するほどの、認知面での問題はないと考えられる。

・調査票はⅡbだが、3・4群のチェックがなく、主治医意見書も自立であり、認知機能の低下は見られない(服薬、金銭は一部介助だが、それらが認知からくるとは判断しがたい。)

・5-1、5-2は、判断ができないのか、動作ができないのかの判断ができない。認知面での内容をくみ取ることは難しいため、動作（能力）の問題と考えられる。

・判断能力があり、買物、服薬、金銭に支援が必要なのは片麻痺のためである。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認

特記事項

認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅱb	買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

買物、服薬、金銭に支援する理由の記載がない

身体機能の低下による支援か、認知機能の低下による支援か、判断ができない。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認

特記事項

認知症高齢者の 日常生活自立度	Ⅱb	買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

認知症や精神症状により日常生活に支障を
来たすような症状・行動かを確認する。

【特記事項】
概況、第3群、第4群、5-1薬の内服、5-2金銭の管理、5-5買い物等

認知症高齢者の日常生活自立度の確認

特記事項

3-1 意思の伝達	調査員の質問に対し自分の状況を適切に伝えることが出来ていた。
3-2 毎日の日課を理解	起床・就寝時間と3食の食事時間を答えた（略）デイケアの曜日も理解し事前に自分で準備している。
3-3 生年月日をいう	生年月日、年齢ともに正答した。
3-5 自分の名前をいう	自分の名前は正答した。
3-6 今の季節を理解	「春」と正答した。
3-7 場所の理解	「自宅」と正答した。

4-1～4-15	第4群に該当する行動はないと、長男より聴取。

認知症や精神症状は認められない。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認

特記事項

5-1 薬の内服	支援の理由が、認知機能低下、身体機能低下、習慣かを確認する 朝食と夕食時に、長男嫁が薬と水を本人に渡している。薬を口に入れることは自分で行う。 右手指麻痺で袋から薬を取り出せない。
5-2 金銭の管理	支援の理由が、認知機能低下、身体機能低下、習慣かを確認する 長男が銀行で必要な金額を引き出し、買物の代金や医療費等の支払いを行っている。本人には、少額を財布に入れて渡すと、菓子や服を買うなど少額のみ自分で管理している。 支払いの金額の計算もできる
5-5 買い物	支援の理由が、認知機能低下、身体機能低下、習慣かを確認する 食材や日用品等の日常生活に必要な物は長男嫁が毎日購入する。週1回、家族と買物に行き、本人は、好きな菓子や服などを選び、支払いも行っている。

※介助は、身体機能の低下によると考えられる。

認知症高齢者の日常生活自立度の確認

特記事項

認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅱb	買物、服薬、金銭に支援を必要としているため「Ⅱb」を選択。

3-1 意思の伝達
3-2 毎日の日課を理解
3-3 生年月日をいう
3-5 自分の名前をいう
3-6 今の季節を理解
3-7 場所の理解

正答しており、
認知機能低下は認められない。

4-1～4-15

第4群に該当する行動はない。

5-1 薬の内服
5-2 金銭の管理
5-5 買い物

身体機能低下（右手麻痺）で介助

認知症や精神症状の症状・行動は認められない。 ▶ 選択肢「自立」に修正

選択肢を修正した場合の一次判定結果

1-10 洗身　「介助されていない」
2-10 上衣の着脱「介助されていない」

⇒

「一部介助」
「介助されていない」

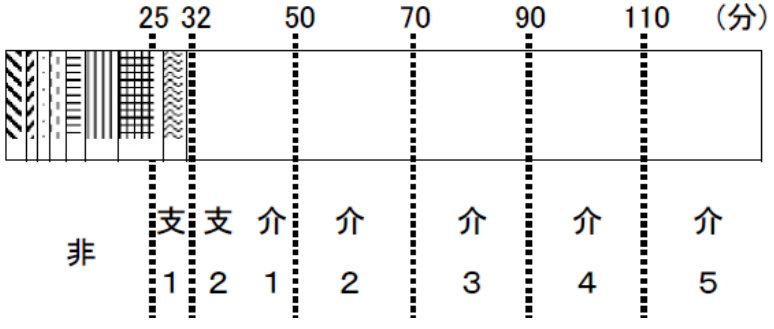
一次判定結果

1-10 洗身　介助されていない

2-10 上衣の着脱

一次判定結果　：　要支援１

要介護認定等基準時間　：31.2分



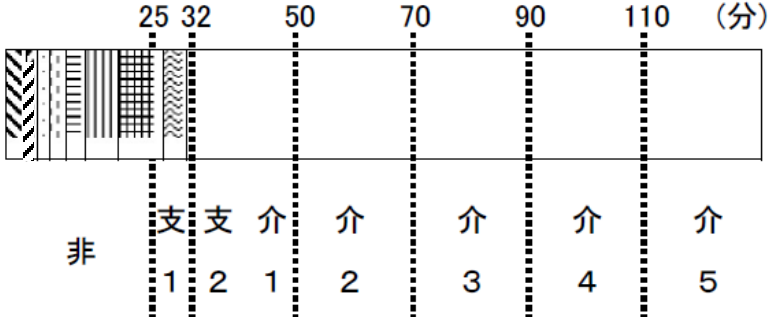
一次判定ソフトで再計算

1-10 洗身　一部介助

2-10 上衣の着脱

一次判定結果　：　要支援1

要介護認定等基準時間：　31.2分



選択肢を修正した場合の一次判定結果

1-10 洗身　「介助されていない」
2-10 上衣の着脱「介助されていない」

「介助されていない」
「一部介助」

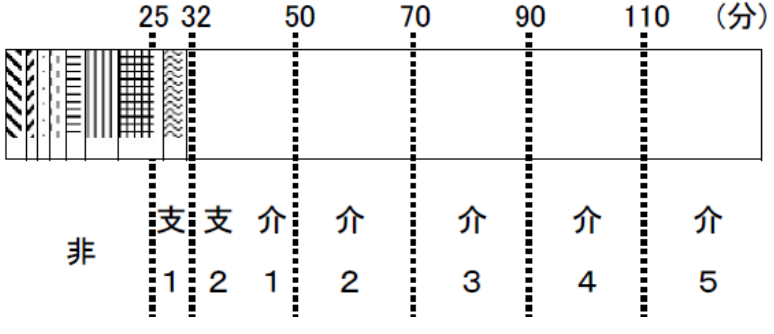
一次判定結果

1-10 洗身

2-10 上衣の着脱　介助されていない

一次判定結果　：　要支援１

要介護認定等基準時間　：31.2分



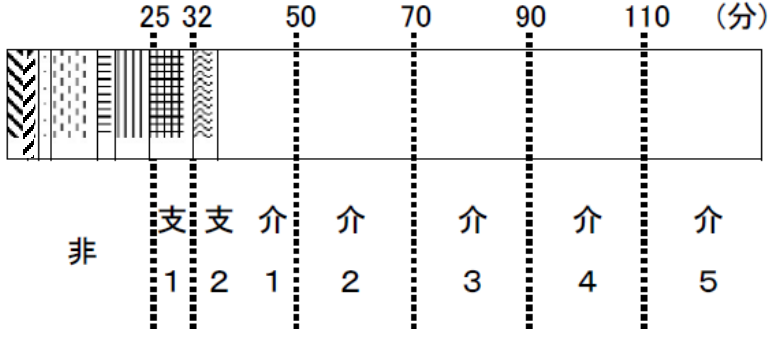
一次判定ソフトで再計算

1-10 洗身

2-10 上衣の着脱　一部介助

一次判定結果　要支援2又は要介護1

要介護認定等基準時間：　36.2分



選択肢を修正した場合の一次判定結果

1-10 洗身　「介助されていない」
2-10 上衣の着脱「介助されていない」

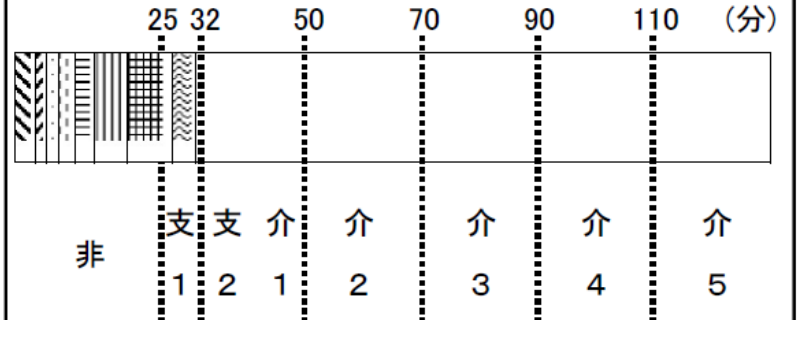
「一部介助」
「一部介助」

一次判定結果

1-10 洗身	介助されていない
2-10 上衣の着脱	介助されていない

一次判定結果　：　要支援１

要介護認定等基準時間　：31.2分

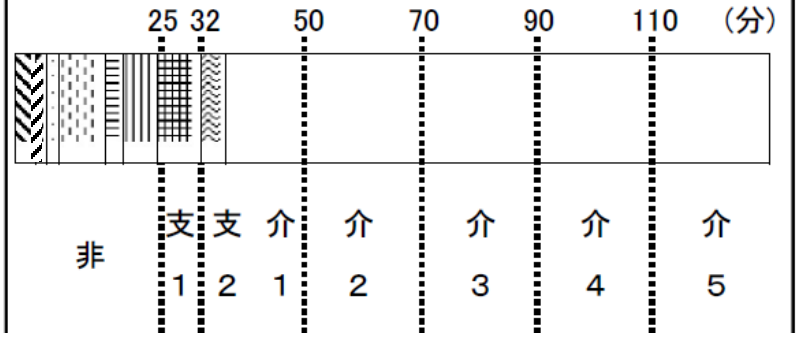


一次判定ソフトで再計算

1-10 洗身	一部介助
2-10 上衣の着脱	一部介助

一次判定結果　**要支援2又は要介護1**

要介護認定等基準時間：　**36.2分**



選択肢を修正した場合の一次判定結果

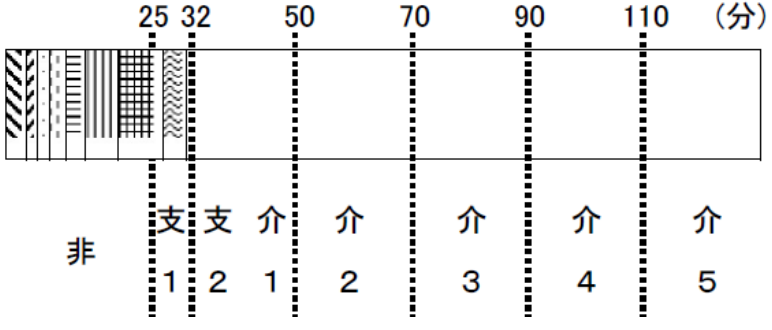
認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱb」 ⋙ 「自立」

一次判定結果

認知症高齢者の日常生活自立度　Ⅱb

一次判定結果　：　要支援１

要介護認定等基準時間　：31.2分

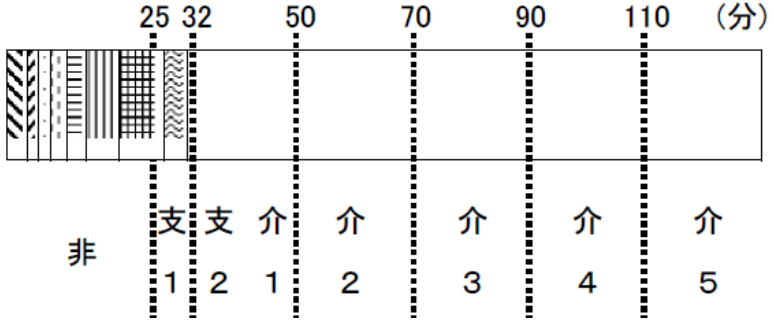


一次判定ソフトで再計算

認知症高齢者の日常生活自立度　自立

一次判定結果　：　要支援1

要介護認定等基準時間：31.2分



選択肢を修正した場合の一次判定結果

1-10 洗身　「介助されていない」
2-10 上衣の着脱「介助されていない」
認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱb」

→

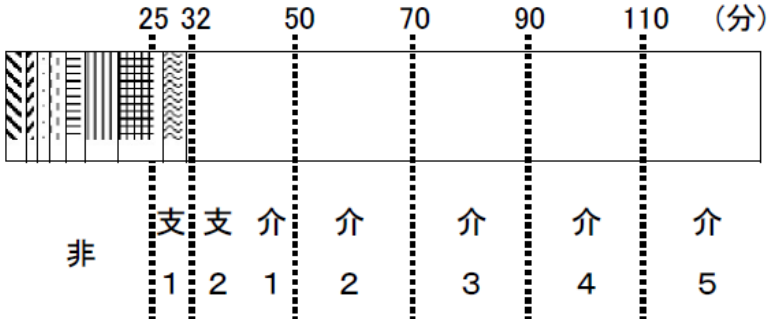
「一部介助」
「一部介助」
「自立」

一次判定結果

1-10 洗身　介助されていない
2-10 上衣の着脱　介助されていない
認知症高齢者の日常生活自立度　Ⅱb

一次判定結果　：　要支援１

要介護認定等基準時間　：31.2分

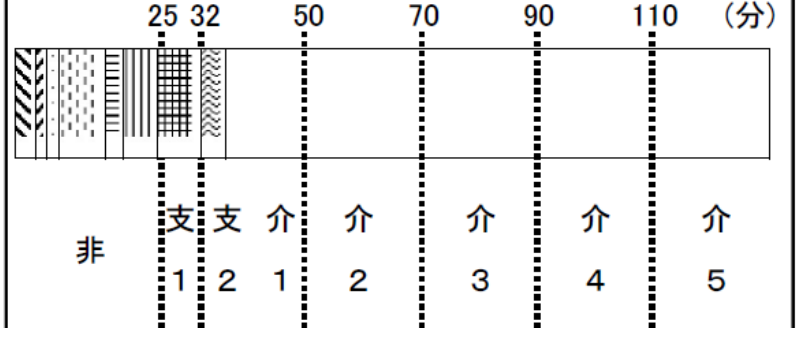


一次判定ソフトで再計算

1-10 洗身　一部介助
2-10 上衣の着脱　一部介助
認知症高齢者の日常生活自立度　自立

一次判定結果　要支援2又は要介護1

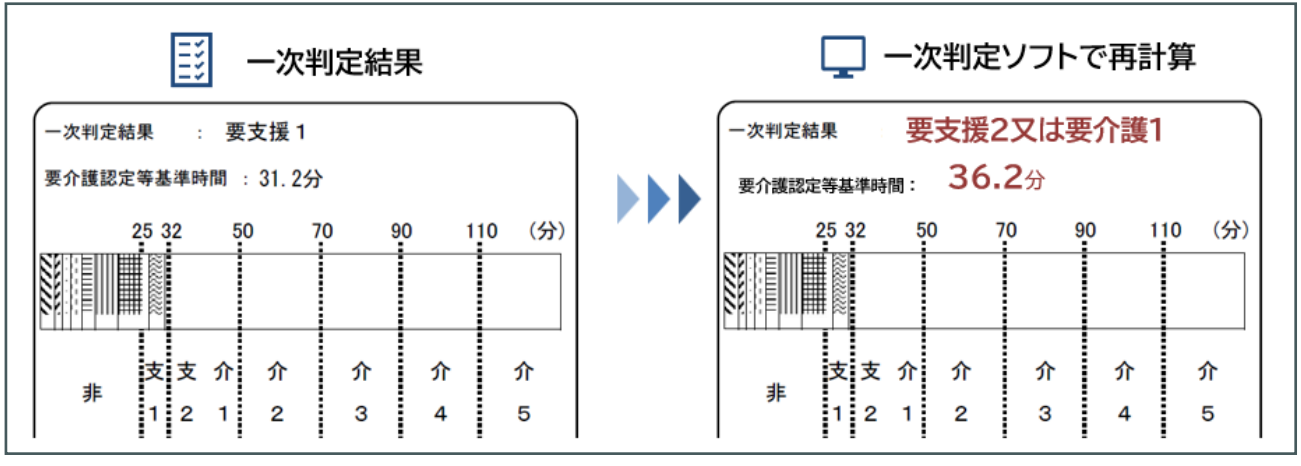
要介護認定等基準時間：　36.2分



選択肢を修正した場合の一次判定結果

2-10 上衣の着脱

実際の介助の方法	適切な介助の方法
「介助されていない」	「一部介助」



「実際の介助の方法」が、不適切と認定調査員が判断する場合は
「適切な介助の方法」を検討する。

介護度が変わる可能性がある

軽度者の福祉用具貸与

認定調査票(基本調査)の結果で客観的に判定

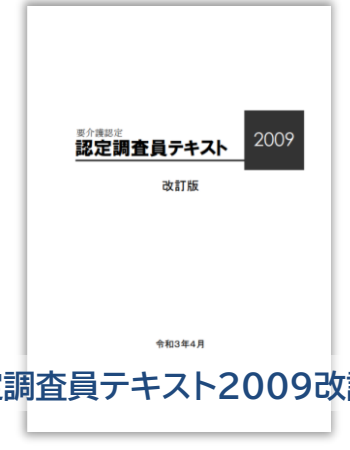
対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
車いすおよび車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7:歩行「3.できない」
	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断)
特殊寝台および特殊寝台付属品	日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4:起き上がり「3.できない」
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3:寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3:寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	次の①②いずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない。	①基本調査3-1:意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は3-2～3-7:記憶・理解のいずれか「2.できない」 又は3-8～4-15:問題行動のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む ②基本調査2-2:移動「4.全介助」以外
移動用リフト(つり具部分除く) (1)～(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8:立ち上がり「3.できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1:移乗「3.一部介助」または「4.全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断)
自動排泄処理装置	次の①②いずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者	①基本調査2-6:排便「4.全介助」 ②基本調査2-1:移乗「4.全介助」

基本調査の定義と疑義

（厚生労働省　要介護認定適正化事業　令和元年度 調査指導員養成研修資料より）

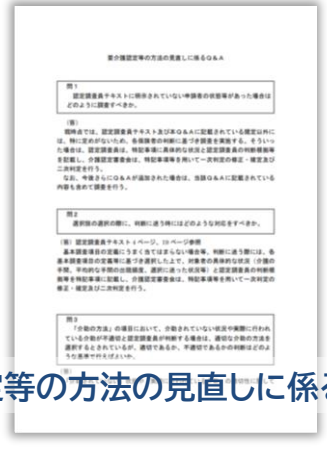
個別の状況に対する「個別の解釈」は、基本的に厚生労働省が提示している**「認定調査員テキスト2009（改訂版）」**と**「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」**（平成21年9月30日）以外には存在しない。

- 個別の解釈を示した場合、全国すべての調査員が、これら多数の「個別の解釈」を把握しない限り、標準化は進まない。
- 全体のばらつきが、「一次判定に影響を及ぼす」と考えられるような疑義が発生している場合には、必要に応じて「Q&A」を発出する。



認定調査員テキスト2009改訂版

調査は
テキストとQ&Aに
基づいて行う



要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A

認定調査員向け動画配信

認定調査員向け動画コンテンツについて

認定調査の実施上、重要なポイントをまとめた動画コンテンツを配信しています。

主な対象者

現に認定調査に従事する認定調査員、要介護認定業務に関わる市町村等職員等

配信期間

令和8年4月1日(水曜日)から令和9年2月26日(金曜日)15時まで
※申込は2月19日(金曜日)までとなります。



主な内容

- 要介護認定と特記事項の役割
- 要介護認定の評価軸
- 要介護認定における審査請求
- がん末期等の要介護認定

視聴申込

（埼玉県電子申請・届出サービス 別ウィンドウで開きます）

- 特記事項の書き方や考え方
- Q&A

・テキストの「特記事項の例」の文構成から、特記事項の記載方法を学ぶ。

・各項目で注意すべき点を学ぶ。

認定調査員向け動画配信

配信中の質問例

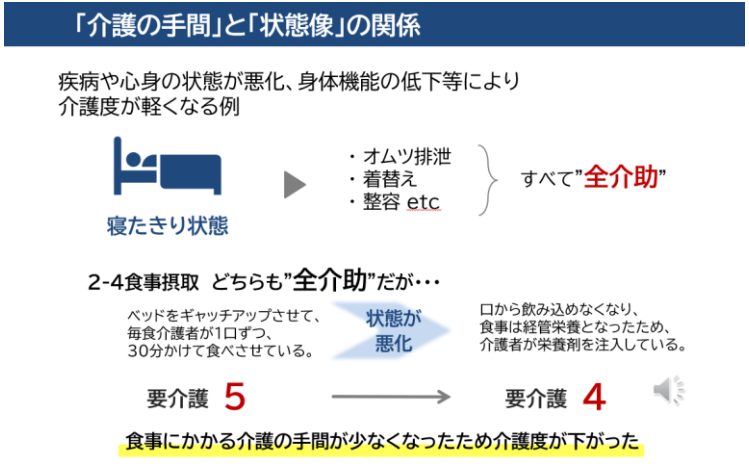
1-5 座位保持	ほとんど臥床しているが、経管栄養を行うときのみ、1日に3回で30分くらい（1回10分程度）ベッドをギャッチアップしている。この場合、座位保持は「支えてもらえればできる」を選択するのか。
	他の場所でできず、ギャッチアップ機能の付いたベッド上で行わざるを得ない場合等に、ベッドのギャッチアップ角度が何度程度であれば「支えてもらえればできる」を選択すると考えるべきか。
2-3 えん下	実際に見守っている場合は「見守り等」が該当するか。
	毎回背中をたたく等の介助が発生している場合は「見守り等」に該当するか。
3-7 場所の理解	入院中にもかかわらず、「ホテル」「会社」「施設」と答えた。 自宅ではないと区別がついているので「できる」とするのか？

認定調査員向け動画配信

配信中の内容

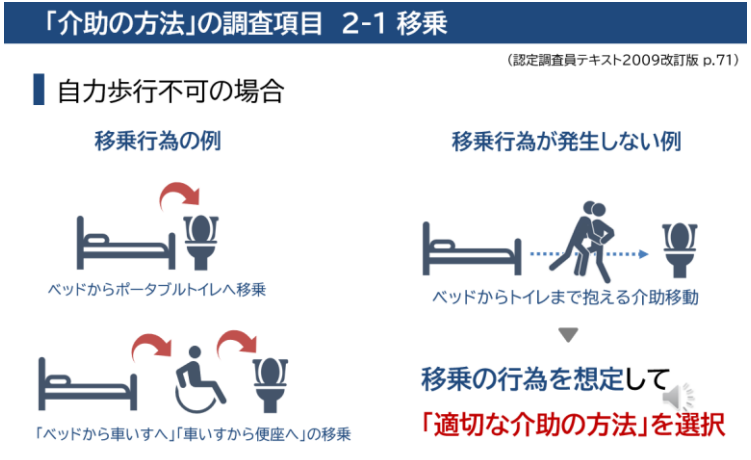
状態が悪くなったのに、介護度が下がった場合

【疑問】
　口から食事摂取していた時は「要介護5」が、状態が悪くなり経管栄養になると「要介護4」となった、なぜなのか？



移乗の定義について

【疑問】
　歩行が入ると、移乗には該当しないのか？



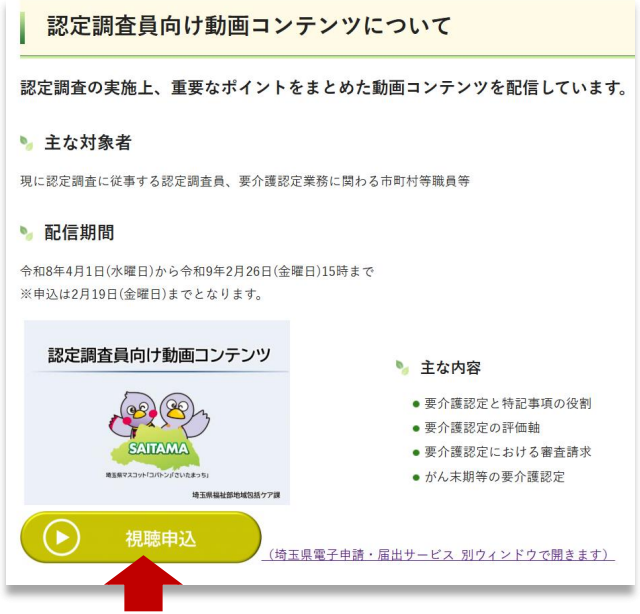
認定調査員向け動画配信

埼玉県認定調査員新規研修（資格付与研修）について - 埼玉県

クリック

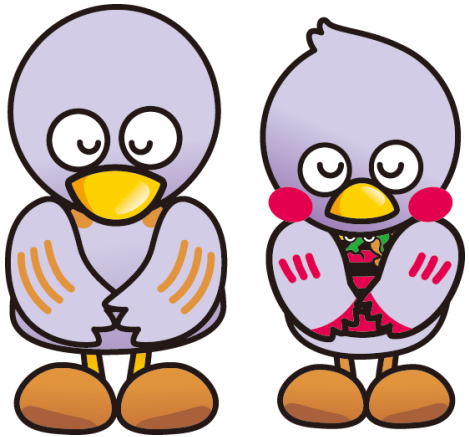
県のホームページが開きます。





動画配信中。
是非、ご覧ください。

ご清聴ありがとうございました



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

今後も適正な要介護認定の実施に
ご協力をお願いします